

令和2年第1回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和2年3月12日(木曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 13時53分

議事日程

開会 令和2年3月12日(木) 午前9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)**議席番号**

| | |
|--------|-------|
| 1番 | 市原旭 |
| 2番 | 池田倫拓 |
| 3番 | 伊藤敬久 |
| 4番 | 小田高正 |
| 5番 | 清水教昭 |
| 6番 | 田中敏雄 |
| 7番 副議長 | 中野祥太郎 |
| 8番 議長 | 末若憲二 |

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

| | | | | |
|----------------|---|---|-----|---|
| 町長 | 花 | 田 | 憲 | 彦 |
| 副町長 (総務課長事務取扱) | 中 | 野 | 貴 | 夫 |
| 教育長 | 能 | 野 | 祐 | 司 |
| まちづくり推進課長 | 藤 | 村 | 憲 | 司 |
| 健康福祉課長 | 梅 | 田 | | 晃 |
| 戸籍税務課長 | 工 | 藤 | 茂 | 篤 |
| 農林水産課長 | 野 | 原 | | 淳 |
| 土木建築課長 | 田 | 中 | 達 | 治 |
| 教育委員会事務局長 | 藤 | 田 | 康 | 志 |
| 会計管理者 | 三 | 好 | 由美子 | |
| 福賀支所長 | 小 | 野 | 裕 | 史 |
| 宇田郷支所長 | 水 | 津 | 繁 | 斉 |

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 俣 | 野 | 有 | 紀 |
| 議会書記 | 高 | 橋 | 仁 | 志 |

開会 午前9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 ただ今の出席議員は、8人全員です。これより本日の会議を開きます。

続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり一般質問です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、清水教昭君、6番、田中敏雄君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長 日程第2、一般質問を行います。一般質問の通告者が4人ありますので、議長により通告順に発言を許します。

はじめに、1番、市原 旭君、ご登壇ください。

○1番 市原 旭 改めましておはようございます。1番、市原旭でございます。令和2年最初の一般質問、本年はオリンピックイヤーでもあり、わくわくとした春を迎えるところでございます。ところが、世界を席卷しております新型コロナウイルスの影響で、気持ちは疲弊し経済は株価下落を受け暗雲が立ちこめている状況であります。新型コロナウイルスの感染予防のため、地域の皆さんに大人数の集会をご遠慮いただいております。議会は先ほど事務局長の方からも

ご案内がありましたように、マスクを着用しそれに対応する事となりました。お聞き苦しい点もあろうかと思いますがご了承いただきますようによろしくお願いをいたします。私は2つの項目について質問いたします。

まず、その新型コロナウイルスの対応について伺います。既に世界中に蔓延し日々刻々と状況が変化していく中、変わって行くような事を一般質問するのは、状況に対応しなければならず違和感は伴いますけれども、町民の関心事、一番の心配事であると思ひ敢えて伺います。既に広報あぶ2月号の時点で、感染症への備えとして手洗い、咳のエチケットなど見やすいイラストを用いて1ページにわたって周知されています。また町のホームページでも、2月26日に新型コロナウイルスを防ぐにはというページが掲載されております。ウイルスの特徴や日常で気をつけること、発熱症状が見られたら学校や会社を休んでくださいなどと書かれてあります。また、こんな方はご注意くださいと風邪の症状、37度5分以上の発熱が4日以上続く、強いだるさがある、息苦しさがある、または、高齢者、基礎疾患等のある方は、先ほどのような状態が2日以上続く場合、病院ではなくて厚生労働省の相談窓口、或いは菟健康福祉センターへ電話をしてくれとされております。その後この内容に変更がないか、最新の情報があれば伺いたいと存じます。現在は、情報化時代であります。スマホをはじめインターネットといった情報ツールがあります。ですから町でもホームページにできるだけ早くとの思いから情報をアップされたのだと思います。役場は、最も住民に近い行政機関です。全住民に周知する事は、何よりも大切だと思います。日々刻々状況が変わり、その都度発生する新たな情報をどのように周知するのか。こういった事は何も今回に特化した事ではありません。今後の危機管理、災害対応で必要になると思います。いわゆる情報弱者と言われる方を職員が訪問する事も一案でしょう。スピーディに連絡していくには、自治会等の連絡網や昔ながらの回覧板のような紙媒体を利用する事も、また社会福祉協議

会、民生委員といった協力も考えられます。今回の件で、情報弱者にどのような周知の方法をとられているかを伺います。現在、私の知る限りインフルエンザのような特効薬のあるワクチンはないと伺います。抗インフルエンザ薬であるところのアビガンは、中国では一定の効果を認証済との報道はありましたが、正式な登録が国内ではまだという事であります。一般の病院で治療薬として処方されるには、相当の時間を要するように思います。多くの方々をご存知でしょうが、そもそも風邪は、鼻やのどが微生物（ウイルス90%その他10%）に感染する事によって起こります。昔からそれぞれの症状に合わせ、氷枕や解熱剤、頭痛薬、咳止め、水分を摂ったり体を温めるといった対処療法で押さえつつ人間が本来持つ自己回復力、自然治癒力で治してきました。今回のウイルスに限った事ではないのです。また、今回のウイルスは、健康で抵抗力のある人、若い人が仮に保菌者になったとしても症状が出ないで数日間の内に知らずに自然に治癒し抗体ができてしまうといった事も例としてあるようです。重篤化していく例もありますが、多くの人にとって一般の風邪と大差がないようであります。全国の各地で感染者が確認されています。感染がいつどこで爆発的なモノになっても決して不思議ではありません。ですから政府は、一気に拡大しないようにと、人が集まる事を避けできれば自宅にいてもらって、少しでも感染ピークを緩やかに時間をかけながら分散させていく方向を示唆しました。都会であればその方向性も一定程度意味があると思いますが、人口密度が異なる本町で如何程の効果があるかは疑問があるところではあります。教育は、地方自治に委ねられている部分も多分にあります。県や、県教委の判断で大筋の流れができていた事はいささかやむを得ないと理解できます。しかしながら春休みがいきなり2週間も早くなった共働き家庭は、対応に苦慮したと聞きます。町内各校の対応状況、園児、児童生徒、放課後子ども教室などの対応をご説明ください。また町内の老人福祉施設の対応状況、併せて入居者の健康状況な

ども説明をお願いいたします。住民に身近な小さな町の自治体だからこそできる気配り目配りを生かした事案があれば是非報告していただきたいと思います。冒頭から申し上げているとおり日々刻々です。質問書を3月1日に書いておりますが、この質問書を読んでいる時の状況は分かりません。正に未曾有であり有事であります。こんな時こそ小さい町の優位性を存分に生かし、早期対応、即実行、住民に最も近い自治体として手間を惜しまず手腕を発揮されると信じておりますが、町長の見解を求めます。

○議長 ただ今の1番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは1番、市原旭議員の「新型コロナウイルス対策」についてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症が最初に報道されたのは、昨年12月31日「中国で原因不明の肺炎患者が相次ぐ」という表題で、内容は「中国湖北省武漢市当局は31日、市内の医療機関で27人がウイルス性肺炎を発症したと発表した。」というふうなものでした。年明け早々の1月6日には、厚生労働省により中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について事務連絡が発出されております。また、1月9日、世界保健機構(WHO)は、中国当局が、武漢で入院中の肺炎患者から新型コロナウイルスが特定されたとの、予備的な確定を行ったと発表しました。その後の経過につきましては、連日マスコミ等で報道されておりますように、感染拡大の勢いは増すばかりで、終息の気配が感じられない状況であります。そして、3月4日、ついに山口県でも感染者が発生し、本日現在で、下関市保健所管内で3人の感染が確認をされております。昨日時点ではありますが、日本国内がダイヤモンド・プリンセス関係が696人、それ以外が620人で合計1,316人、という事ですが、今現在は増えているかもしれません。海外では117,062人の感染者が報告されているところで

ありますが、昨日WHOからパンデミック世界的な流行の表明もされたところであります。

この間、阿武町の対応としては、平成26年3月に作成しました阿武町新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠する形で、先月、2月3日に私を本部長として、阿武町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報共有と情報収集に努めて参りました。そして、2月20日に、政府からイベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージが発出された事に伴って、翌21日に第2回本部会議を開催し、今後の行事縮小、延期または中止等の判断について協議を行ってきました。また、2月28日には、公立小中学校等に対する政府からの臨時休業要請の対応について、教育長、教育委員、各学校長の意見も聞いた中で、町内小中学校の3月2日午後から春休みまでの臨時休業、また、これに伴う児童クラブの開設について決定したところであります。また、ご存知のように大変楽しみにしておりました、町制施行65周年記念の八代亜紀アコースティックコンサートについても、延期を決定し、記者発表を行ったところであります。更に3月2日には、管理職会議等を通じて、窓口等における定期的なアルコール消毒及び換気の実施を指示いたしました。そして3月4日、私も大変驚いたのでありますが、朝7時45分からのNHKのニュースで、山口県内で新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認されたとの報道がありました。これを受け、急遽、その日の午前11時から緊急に対策本部会議を招集し、新たな段階に入ったとの認識で、更に一段階高いレベルでの対策が必要という判断から、町民センター等の町内公共施設を3月22日まで利用を休止する事や、町が開催・後援する催しの3月末までの中止或いは延期を決定し、これまた記者発表を行いました。住民の皆さんには、最新の情報をいち早くお知らせするために、防災行政無線や町のホームページを使って周知を図っておりますが、間違った情報やデマ、流言飛語に惑わされる事のないよう、政府からの通知を中心に、整理しな

からお伝えをしているところでもあります。また、議員が質問の中で言われておりますが、こんな方にはご注意くださいという部分は、あくまでも、帰国者・接触者外来である菟健康福祉センターに連絡するタイミングをお知らせするものでありまして、37度5分以上の熱が4日以上続かなければ受診してはならないという事ではありません。急病の場合は、当然病院等を受診する事が必要であります。ただ、新型コロナウイルス感染症の初期症状は、風邪の場合と似ているという事もありますので、急な発熱等でかかりつけのお医者さんを受診する際には、いきなり病院等に行くのではなくて、あらかじめ電話連絡をして、医師の指示に従って受診していただく事が重要でありますので、この事については、防災無線で再三知らせをしているところでもあります。また、広報やチラシ配布に加えて、保健師などによる介護認定調査や障害調査での訪問時、或いはホームヘルパーやケアマネージャーが訪問する際にも情報提供を行ってきておりますが、調査などの必要のない訪問以外での対面接触は、感染拡大のリスクを少なからず伴いますので、気になる方への電話での状況確認に変更して、その都度、新しい情報を提供しているところでもあります。更に、地域福祉の最前線で高齢者等の見守りをしていただいております民生委員の方々にも、新型コロナウイルス感染症への対応について、民生委員活動における留意点として、見守りや相談・支援について電話で対応できる場合は、電話のみの確認としてもらう事や、発熱や咳などの症状がある場合は、訪問活動は控えてもらうなど、文書やチラシで情報提供を行っているところです。ご質問の中でアビガンについて触れておられます。アビガンは、抗インフルエンザ薬で、国が新型インフルエンザの流行に備え備蓄する特殊な治療薬だとの事であります。タミフルなど既存のインフルエンザ治療薬が効かないような新型インフルエンザウイルスが流行した時に、初めて国がアビガンの投与を検討する事になっておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症への効果が確認され、認証が得られれば、す

ぐにでも投与が可能になるという事であります。また、最近では、気管支ぜんそく治療に広く使われる吸入薬シクレソニドが新型コロナウイルスによる肺炎の症状を改善したという報告もあったとの事であります。その報告によりますと、ダイヤモンド・プリンセス号で感染し、入院していた高齢者の肺炎患者3人に投与し、数日で発熱や呼吸困難などの症状が改善したという事であります。更に、DNAワクチンの開発に着手したとの報道もあり、完成が期待されるところでもあります。国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の発表によりますと、感染経路の特徴として、「これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割は、他の人に感染させてはいません。一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の患者が複数に感染させた事例が報告されています。」として、国民の皆さんへのお願いとして、「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まる事を避けてください。」とされ、これを受けて、安倍総理の全国公立小中高等学校の休業要請となったところでもあります。

ここで、少し詳しく現在の阿武町の対応をご紹介します。小中学校の休業については、2月27日の夜に安倍総理からの要請があり、翌28日には文部科学省、及び山口県教育委員会からの要請がありました。その要請を受けて、町、及び教育委員、学校長と協議して、感染拡大防止という重要な事項である事に鑑みて、町内の各小中学校を3月2日の午後から3月26日まで臨時休業とする事を決定いたしました。その後は春休みに入りますので、実質、4月の新学期が始まるまでという事になります。この事は、即日、学校を通じて文書等で児童生徒、保護者に通知するとともに、2日には、改めて教育委員会から保護者に休業期間や、その間の児童生徒の過ごし方についてのお願い、及び児童クラブの開設について文書で通知いたしました。休業中には、教職員が適宜家庭への電話、そして週1回程度の家庭訪問や児童クラブに出向いて、子

どもの学習や生活、健康状態を把握するようにしております。児童生徒の学習については、休業により指導できない学習内容について、家庭で自主的に勉強できるように課題プリントを配布し、家庭のパソコン等からアクセスできる学習支援ソフトウェアニングと申しますけれども、これや県教委の山口総合教育支援サイトにある学習プリントなどの活用も勧めているところであります。また、家庭訪問等で質問を受けるようにしておりますが、休業による未指導内容は、新学年になりましたら授業でも指導する事としております。

なお、中学3年生につきましては、休業前には学習内容は全て指導済みであります。卒業式につきましては、ご承知のように阿武中学校は7日の土曜日に開催しておりますけれども、出席者は卒業生とその家族のみで、在校生の出席はいたしておりません。来賓も私と教育長のみとし、席の間隔を広げるとともに、全員のマスク着用や手洗い、消毒等、感染予防対策に努めた上で実施をいたしました。小学校は19日の木曜日に、同じような形で実施を予定しております。そして、26日には、春休み前の修了式のみを行う事としております。次に、児童クラブについては、小学校の臨時休業を受けて、3月2日の午後から開設しております。開所時間は、通常は、今までは放課後という事ではありますが、この度につきましては、夏休み等の長期休業期間と同じで、午前8時から午後6時までで、日曜日・祝日を除いて全ての日であります。更に、突然の学校の臨時休業で、これまで児童クラブを利用していなかった児童の新規利用も想定されましたので、随時受け入れをする態勢をとっておりますが、これまでのところ、阿武児童クラブが、2月末までの利用児童がそれまでが19人であったものが、3月からは14人と減りました。福賀児童クラブも2月は8人でしたけれども、3月からは6人と、利用が減っているのが現状であります。保護者の中には、学校関係者もおられ、臨時休業により、お子さんの面倒が見られるようになったためというふうな事もありますし、逆に人混みを避けるという意味で児

童クラブに行かなくなったというふうな事もあるように見受けております。感染症対策のために臨時休業となった小学校児童を受け入れるわけでありますから、児童クラブ内での感染症予防については、特に注意をしなければなりません。保護者宛に注意喚起の文書を配布し、利用にあたっては、毎日体温を測ってもらい、健康チェックカードに記入して持参してもらう事しております。風邪の症状や体温が37度5分を超えた場合は、利用を控えるようにしております。児童クラブ内でも手洗いや消毒、換気も徹底しております。

消毒については、朝子どもが来る前、食前、食後、子どもが帰った後など、こまめにドアノブやテーブル、スイッチ類などを掃除しておりますし、換気については、1時間に1回、5分から10分程度行うよう指導員の先生方をお願いしております。こうした事で、児童クラブが感染源となるような事が、決してないように万全の注意と緊張感を持って取り組んでいるところであります。次に保育園についてであります。平常どおり開園をしておりますが、今までは、朝全員が集まって、ご挨拶などの時間もとっておりますが、大勢の子どもたちが一カ所に集まるような事のないよう、年長、年中、年少、未満児とそれぞれの部屋の中で活動するようにしており、夕方のお迎えを待つ時間においても、それぞれの部屋で待機するなど、濃厚接触をさせないよう気をつけているところであります。また、公共施設では、先ほども申しあげましたように、町民センター、のうそんセンター、ふれあいセンター、体育センター、ふれあい体育館、武道館、町民グラウンド、そして各学校の体育館とグラウンドを今月4日から22日まで利用を休止しておりますが、今後の状況次第では、更なる延期も検討していかなければならないかなと思っております。更にご質問の、町内の老人福祉施設の対応状況につきましては、もともとインフルエンザの流行期には、家族の方に、面会を控えていただくようお願いをしておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受けて、面会禁止の措置をとって

おります。報道でもありますように、罹患すると重篤化する危険性の大きい高齢者の入所施設で、感染者を発生させる事は、最も避けなければならない事でもありますので、入所者のご家族の方には大変申し訳なく思っているところでもありますけども、外部からのウイルスの侵入を防ぐ意味でも、この措置はやむを得ないものと考えております。今回の政府からの要請への対応で、経済的な下振れが生じる懸念が指摘されております。政府では緊急財政出動も検討されているようではありますが、阿武町におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う阿武町中小企業経営安定資金融資制度を新たに創設いたしました。町内の企業が金融機関に運転資金、コロナウイルスに関するものでありますが、これによって減収でありますけれども、これに対して運転資金の融資を受けた際の利子補給、そして保証料の補助を行う事としておりまして、その内容は明日の特別委員会においてご説明をいたしますけれども、ここにきて国において同様な支援制度が設けられるというふうな事が報道されておりますけれども、またその内容につきましても明らかになりましたらお知らせをしたいというふうに思っております。また、学校が長期休業となった事により、学習支援員や給食センターの臨時給食員は、仕事が休みとなり収入が途絶える事となりますので、意向調査を行い、希望者は児童クラブの指導員補助としてお手伝いいただいているところでもあります。未知のウイルスであり、予め有効な手段が確立されているわけではないので、対処療法的な対策となってしまうのは仕方ありませんが、感染拡大によっては阿武町内で感染者が発生する可能性もゼロではありません。

災害対応もしかりではありますが、危機管理にあたっては、空振りも許されるけれども、見逃しは許されないというふうに思っております。あらゆる場合を想定し、町民の安全・安心を確保する事が行政の責務でありますので、住民の生命・財産を守るため、これからも万全を期して取り組んで参りたいと思ってお

ります。2月27日、安倍総理は、ここ1、2週間が瀬戸際だと言われましたが、今日がその2週間目でありまして、更に10日間程度伸びるという事でありまして、ある専門家は、今回の対策の効果が現れるまでには更に1、2週間かかる旨の発言もされております。政府は、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とするための法令改正について、提出しておりますけれども、明日にも成立する見込みというふうに報道されております。この法律では、政府の緊急事態宣言が出されると、対象地域となった都道府県の知事は、外出自粛や、学校の休業、映画館、劇場、スポーツなど多くの人が集まる興業場の利用制限を要請・指示できるようになります。そのような事態にならないよう、一日も早く効果が発揮され、事態が収束する事を願ひまして、答弁とさせていただきます。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。1番。

○1番 市原 旭 はい、対策本部の設置など、また阿武町独自の経済対策等、早々の対応について大変心強く感じました。今回の危機に対して大切な事は、町長をはじめ議員も含め、職員、学校関係者、或いは福祉関係者、各団体がそれぞれの持ち場を生かし、正しい情報を入手し、強い責任感を持ち、素早い判断をするか、同時にそれぞれの現場に応じた多様な創造性を働かせる事が大事であろうと感じております。現在進行中の案件でもあり、反省点や課題はこれからだというふうにも思いますが、今のところ県内でも3名という事でもあり、近隣の市町村での発生は確認されておりましたが、今後、仮に町内で感染者が確認された場合、どのような対応をされるか、今の範囲で分かる範囲で構いませんので、町民に対して安心を与える意味でも一言いただければと思います。

○議長 町長。

○町長 この新型コロナウイルス感染症対策につきましては、やはり一番大事な事は、我々行政に携わっている者だけでなく町民皆がですね、この事が特別な事であるという事をしっかりと認識して、しっかり対応していかないといけないという思いを持つ事だと思います。よく正常化バイアスという事が言われます。正常化の偏見とも言われておりますけれども、色々な物事が起こった時に、今までの経験上このままこれ以上は悪くならない、そしていつかは収束するんだというふうな甘い思いですね、希望的観測。これが物事の判断を遅くする、これ災害時でも同じ事が正常化バイアスと言われておりますが、全く同じ事が言えると思います。考えられる事はあり得る、それに対して事前に策を打っていく事が一番大事かというふうに思っております。そうした中で、今、もし阿武町内で感染患者が出てきたらという事でありまして、とりあえずはルールにつきましては以前お知らせしたとおりでありますけれども、保健所の方で保健所の方に電話していただいて保健所の方の指示を受けた病院へ、公表されておられませんけれども集中するので。その病院へ行っていただいて判断するというふうな事でありまして、特に、これにつきましても、じゃあそういった方をどうして輸送するのかという話ですが、先日地元の齋藤先生とそういった話をしたわけでありまして、まずは、動ける人はタクシーとか自家用車に乗って行っていただくのが原則であります、そうでない交通弱者と言われる方がいます。もう免許証を返納しました、頼もうにも頼む人がいないというふうな事であり、そうした場合どうするのかという話でありまして、そういった場合、基本的にはご自分が一義であります、そういった事ができない場合につきましては、今度は保健センターの方で対応していただくと。ただその保健センターの対応がもしできないとした場合は、これは最終手段として阿武町の方で保健師あたりが輸送するしかないのかなという話をしております、それに対する対応につきましては私から指示をしているところであります。そし

て本当にもうその陽性だという事でその方はその時点で病院に收容されておりますから、その方につきましてはその病院の中で陰性になるまで過ごしていただき、また一定期間は隔離の状態になるのかなというふうに思います。何にいたしましても、とにかく先へ先へというふうな事で考えながら、そして周知な準備をしていくというような事で担当課の方には指示をしているところであります。以上です。

○議長 1番、再々質問はありますか。

○1番 市原 旭 ありません。

○議長 再々質問ないようですので、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番 市原 旭 続きまして、SNSの利用について町長に伺います。全国の自治体は、その地域の魅力を発信するためにフェイスブックやインスタグラム、ツイッター、ラインなどSNSを利用し我が町の情報を発信しています。阿武町でも以前から発信をされております。私は、それらをフォローしているフォロワーの一人であります。私自体、福の里のフェイスブックで福賀地区の稲作の風景や四季折々の農作業の状況、イベントなどの発信などをする管理人でもあります。管理人ができる事は、パスワードの管理や自分以外の人にもそのページに情報を載せられるという権限を持つ人を管理ができます。つまり複数人でページの管理ができるという事になります。情報発信をしていますと「懐かしいふるさとの風景を見られてうれしい。久々に帰ってみようかな。」とかいうコメントをいただく事もあります。発信する内容次第では、IターンやUターンのきっかけになり得るツールだというふうにも思っております。ただ問題がないわけではありません。そこで取り上げる写真や記事には、著作権や肖像権に関するモノもあり発信者としての責任が伴います。コメントも、守秘義務や社会的な責任も発生します。だからと言ってそれをあまりにも気に

すると情報の鮮度は落ちるばかりです。また、WEB上に上がってしまった情報、特にプライバシーに関するモノは、時として軽率に拡散される事もあります。記事を上げる人が責任を持てる人という条件は必須です。更に言うならば更に上から責任者がこまめにそれらを監視する管理者の存在も必要です。本町では、どのような管理がされているのか伺います。無料で世界に発信できる便利なツールです。使い方次第では、都会との会話、来町され阿武町を知ってもらえた人、関係した人をつなぎ止めるツール、地元出身者への情報発信ともなります。サイトを管理する管理人は、フォロワーからの意見やコメントに対応するといったこまめさも必要です。またセンスや遊び心を持った気軽さも必要です。そういった意味の人選が必要で、向き不向きはありますが、計画性を持って行えば仕事のツールといえますし業務といえると思います。そういったWEB管理、或いはSNSの管理者の存在は不可欠だと思いますが、町長にお考えを伺います。

阿武町を検索サイトで検索してみますと、かなりのページがヒットします。フェイスブックであれば「山口県阿武町」のフォロワーは、2,303人、道の駅阿武町にいたっては1,772人、阿武町地域おこし協力隊1,396人、阿武町暮らし支援センターshiBanoは437人、阿武町町民センター254人と大変多くの方が関心を持って見てくださっています。これまで、記者のような事をどなたがされていたのか存じませんが、人事異動などでそれぞれのページが更新されないとするとせっかくの読者、フォロワーとの縁が切れてしまいます。阿武町を名乗るページであります。責任の所在を明確にし、WEBを管理する部署、或いは係を設けて仮に更新がされない場合には、情報提供をすとか代行し記事をアップするなどの対策が必要だと考えます。ページを立ち上げたからには、責任があると思いますがお考えを伺います。また、先程述べましたように、スマホの普及でWEB環境を利用できる人が増えてきました。現在 朝夕に防災

無線で放送されておりますその情報をSNSでも構いませんが、何処でも何時でもインターネットでその情報を得られるようにする事はできないものでしょうか。忙しくて聞き漏らしたという住民もいますし、遠く離れた本町出身者への懐かしいメッセージにもなるのではないかとも思います。是非検討してほしいと思います。本町のホームページの各機関、フェイスブックブログも充実してきました。町内のそれらの関係者は、まだまだたくさんいらっしゃいます。リンク集のようにして紹介するのもかなり効果的な阿武町の情報発信だと思っております。また、私は消防団員であります。防災無線は、本来の目的である火事や災害時に有効に活用されていますが、更にこの情報をSNSやメールでも発信できないものでしょうか。現行の防災無線だけでは、就寝中や出先で情報が入らなかったりする事もあります。また、SNSを利用すれば、簡易的な位置情報や気象自然災害であれば画像なども添付できたりもいたします。災害現場に出向く際に、そういった情報が先にあるとないでは対応が違ってくると思います。現在、萩市の防災メールをはじめ萩市防災危機管理課から出ておりますツイッターやフェイスブックもありますが、どちらも対象が広域であり防災無線で聞き逃した際の補助的な情報源とするとするならば、かなりタイムラグが生じているのが現実です。防災無線と同期した情報発信は、できないかご検討を願いたいと思います。町長のお考えを伺います。

○議長 ただ今の1番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）についてご質問をいただきましたが、これにつきましては、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ、パソコン用のウェブサービスの総称ではありますが、SNSでは、特に情報の発信、共有、拡散といった機能に重きが置かれているのが特徴であります。フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ラインの4

つが主なものでありますけども、フェイスブックは唯一の実名登録制で、情報の信頼度が高いとも言われております。ツイッターは手軽さで、リアルタイム発信と拡散性に優れており、災害時などに威力を発揮しております。インスタグラムは写真や画像でユーザーの感性に訴えており、若い人に人気があります。ラインは拡散性はありませんが、双方向のコミュニケーションを得意とするものであります。さて、阿武町では、自治体としてかなり早い段階で、2011年から、当時の総務課企画広報係において阿武町公式フェイスブックを開設し、町の情報を町内外に広く発信して参りました。以来、議員ご指摘のとおり、今ではフォロアーが2,303人と、人口規模からすると相当な発信力を持っているというふうに思っております。ちなみに中身を分析ツールでみてみますと、男女比は、男性が65%、女性が35%、一番多い年齢層は、男性では45歳から54歳、女性では35歳から44歳が一番多い層であります。住所は、町内が132人、萩市が310人、山口市が268人、下関が117人、防府が108人、宇部が106人、周南が80人、そして長門市が53人など県内で1,286人、全体でいうと56%、そして県外が514人で22%、そして国外も56人ほどいらっしゃいます。そして更に、住所を登録していない方もおまして、この方が417人の20%いらっしゃいます。こうした事から、多くの町外の方が阿武町の事に関心を持っていただいていると思っておりますし、これは阿武町出身の方々他に、色々な係わりの中で、阿武町のいわゆる関係人口といわれる方がいるのではないかというふうに思っております。公式フェイスブックを他の自治体、市町村で見ますと、山口県は、県全体で公式ホームページを持つほかに、課単位、そしてプロジェクト単位を持っております。そして市町村においては色々ありますけども、大きなところでは、課の単位、また情報発信を必要とする観光課や広報課、定住関係課がそういったものを発信しているものが多いように見受けられますし、中には組長自らが発信されているところもあります。さて、阿武町でのSNSの担当

についてのご質問であります。ここでは阿武町公式フェイスブックに限って申し上げますが、阿武町では、以前は総務課の企画広報係、現在では、まちづくり推進課であります。これが町の広報や移住定住を担当しており、フェイスブックの特性を踏まえて、ここで情報を届けたい相手に響く、双方向でこまめな情報受発信に努めてきたところであり。また、その事により、イベントへの来場や来町、そして阿武町への関心が促され、移住定住に繋がった例も多くあったというふうに認識しております。こうした中、昨年4月に組織改編を行いまして、広報部門については、防災行政無線も含めて、総務課行政係に移管したところであり。このうち阿武町公式フェイスブックにつきましては、業務にさほどの労力を要しない事、また、阿武町の元気発信など、発信する内容として、まちづくりの最前線についております。まちづくり推進課が担当しており、この方がロスも少ないという事で、従前どおり、まちづくり推進課長が担当して今おります。専任の担当者が不可欠では、との事であり。けれども、業務については複数人で行うことはできますが、できるだけ一元的な管理が望ましいと思っております。徐々に総務課行政係の方にも業務としてのウエイトを高めて参りたいというふうに思っております。また、写真にコメントを載せるという形ではあります。各課の担当や住民の方々から寄せられた情報についても、広報係のセンスを絡めて、まちの情報として発信していく事も考えられると思っております。

次に、SNSの管理と責任ある運営についてであります。SNSには、拡散性が強いゆえの怖さも内包しており、市原議員ご指摘の著作権、肖像権等権利の問題、そしてこれは通常の広報にもいえる事でもあります。コンプライアンスを含め、十分な配慮が必要でありますし、また、コメントへの守秘義務についても、これは公務員としての当然の責務であります。これ以外でもコメントについては、捉え方によっては、色々な解釈もできてきて、ツイッター

などではよく炎上といった問題もございますから、これまでに培った経験から、基本的にはシンプルな記事の掲載にとどめ、その後のコメントは敢えて控えるようにしております。なお、私や副町長もフォロアーでありまして、毎日、記事はチェックしながら見ておりますが、これまでも時には私の方から担当に注意喚起を行いながら指導して参りました。現在の広報担当は、以前報道機関にもおりましたので、そこらのところは十分に配慮をしながら業務に当たらせて参りたいと思っております。ただ、他の広報の手段と違って、あまり四角四面にすると、せつかくのSNSの良いところを損なってしまいますので、バランスという事が肝要かというふうに考えております。

最後に、防災行政無線についてであります。毎日の行事予定等の情報と、火災発生時等の緊急時における情報を無線放送と同期してSNS等で流せないかという事です。ドコモの調査によれば、昨年6月時点におけるスマートフォン保有率は、15歳から49歳が9割以上、70歳代以上でも5割を超えているというふうな状況にあります。当然、町民や町内出身者の保有率も同様の数字であると想定されるわけですから、議員がおっしゃるとおり、重要な施策として位置づけて、検討していく必要があると考えています。通常放送分につきましては、例えば、既に運用している町の公式ホームページのほか、フェイスブックに掲載する方法、そして新たな取り組みとしては、他の市町では、ラインの地方公共団体を対象としたシステムを使い、希望する情報のみ取得できるような方法もとっているようでもありますので、これらを調査して、より使い勝手の良い方法で、可能な限り早く、運用に向けた取り組みを始めてみたいというふうに思います。また、緊急放送等をリアルタイムで流す方法、これについては、現在、防災行政無線を管理いただいている業者に投げかけておりますので、そういったシステムの有無と費用対効果もやはり考えなければなりませんので、これも考慮しながら検討していきたいというふうに考えてい

るところでございますので、ご理解の程よろしくお願いたします。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

○1番 市原 旭 ありません。

○議長 再質問ないようですので、1番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩します。あわせて議場の換気を行いますのでご協力ください。

休 憩 10時55分

再 開 11時03分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行します。引き続き一般質問を行います。次に、5番、清水教昭君、ご登壇ください。

○5番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会にご出席の皆様、阿武町議会議員の清水教昭です。

さて、これから一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。質問事項は住民に寄り添った「第7次阿武町総合計画にするために」で進めます。

令和元年12月の全員協議会の席上で、第7次阿武町総合計画の中間案についてが提出されました。まずは内容をしっかりと受け止めました。ここでのポイントは、3月度議会で議案として、第7次阿武町総合計画の策定が上程される事でした。従って、この12月に報告を受けた内容から、疑問を見つけて質問をし、答弁側も質問側も納得をした上で、第7次阿武町総合計画が住民に寄り添った形でできる事が大切でした。この時点で質問をした事は、最終段階に向けて参考になったと考えます。更に、その時から全員協議会において、1月度、2月度と慎重審議を重ねてきました。しかし、そこから更に、私はゼロベースに戻り、時間をかけて住民目線で考え、その思いを整理しました。そうし

た中で、再度、深く疑問を持ったところが発生をしました。

まずは、最初に疑問を持ったところから質問をします。

1つ目、住民の記述と、第7次阿武町総合計画の策定に関する現況と課題、主要事業の内容についてです。アンケートの冒頭に、「アンケート調査へのご協力をお願い」が阿武町長名でありました。ここでの重要な箇所を抜粋します。

1つ目が「さて、阿武町は、町の目指す将来像を、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化のまち、の実現と定め、各種施策を町民の皆様と一体となって推進しているところです。」、2つ目が「つきましては、この改訂作業の資料として、広く町民の皆様の意識やご意見ご要望をお聞きするため、アンケート調査を実施する事にいたしました。なお、この機会にご家族の皆さんで、町の将来について話し合っていただければ幸いです。」となっています。そうした中で、問4の(5)は『「選ばれる町」になるため、必要な事や見直した方が良いと思う事は、どんな事でしょうか?』、また問5の(1)では『限られた人や資源の中で、阿武町の暮らしが持続していくためには、何が必要だと思われませんか?』のアンケート項目がありました。しかし、この問4と問5の記述が、1回目の12月に集計報告されずに、早くも、第7次阿武町総合計画の「施策に関する現況と課題、主要事業の内容」が報告をされました。そして2回目が、令和2年1月30日に行われた全員協議会の席上で素案が報告をされました。ここでも、問4と問5の集計報告がされませんでした。更に、3回目の全員協議会が2月26日にあり、ここでも集計の進捗状況が報告されませんでした。住民の声をアンケートで尋ねておいて、これを集計を出さずに、または途中かもしれない。この大切な部分を置き去りにして素案の報告がされました。それなのに、どうして現況が分かり課題が出るのか。更には主要事業の内容までが先に出るのか理解ができません。裏技を使ってはいけません。この大事な作業には前後を間違えない手順が大切です。答弁をお願いします。

2つ目、阿武町まちづくりアンケートの内容について、アンケート調査の構成内容、調査期間、集計方法について、一切の事前報告が議員にされないで進められてきました。せいぜい12月度議会で中間報告、3月度議会で最終結果報告をしますのでここで確認をしてください、これぐらいの案内でした。従って2点確認をいたします。アンケート調査の構成内容についてです。問3の28項で「オーベルジュ」とあり、これの注釈がありませんでした。これの意味が分からないと、住民の皆様から相談がありました。事前に予測ができたはずで、この意味と、注釈を入れなかった理由をお聞きします。また、問5の(2)では『Uターンするためには、どのような取り組みが取り組みが必要』と、繰り返しの文章がありました。敢えてこのようにしたのですか、それとも文章の誤記ですか、また、印刷に出す前に点検をしなかったのですか、お聞きします。これを受けて、このアンケートを、どこの部署が作成をし、このアンケート内容を、どこの部署が点検したのかお聞かせください。次に、用語と繰り返し文章の2点で、上司報告後の結果が担当部署からない。議員の上司は議長です。その議長に、聞きなれない用語と繰り返しの文章質問の2点について即報告をしました。担当部署からの対応報告が、12月度議会が始まるまでなく始まっていない。今現在もない。このまま知らないふりを最後まで続けるのですか。報告・連絡・相談は、仕事を進めていく上で基本中の基本です。または行政はこのような風土なのですか。これが当たり前なら、今後各種の問い合わせはいたしません。また、住民の皆様方が各課の窓口に来づらくなると心配をします。まずは理解ができません。このような事があっても良いのかお聞きします。

3つ目、阿武町の主要事業での評価について、問2の主要事業の評価判断について、アンケートの時点では、3段階でお尋ねでした。しかし、資料を見ますと、評価が3段階から4段階で集計をされています。また、第6次阿武町総合計画の評価(ページ141)を見ますと、同じような調査で、評価が6段階で

集計がされています。過去の第6次阿武町総合計画の集計内容を確認しておけば、もっと正確に住民の皆様に、お尋ねができたと考えます。なぜこのように評価の段階に一貫性がないのか。また、始めから分かりやすい評価指標を入れて6段階としなかったのかお聞きします。

4つ目、『今後10年間、力を入れていくべき施策について』の集計漏れについて、アンケートの問3での集計結果があり、内容を確認したら、集計漏れが発覚しました。集計漏れがなぜ発覚したのか、私の場合、プリンターで必ずコピーをとりそのコピーを保管します。保管資料とその集計内容を比較しますと、集計がされていませんでした。担当部署で確認をしてもらおうと、明らかに集計漏れでした。担当部署からコピーをいただけませんかとの事でしたから、当然に快諾をいたしました。なぜこのようなミスが発生をしたのですか、ひょっとしたら、集計の時点でふるいにかけて選別を実施したのですか、少し疑います。集計方法についてお聞きします。12月度の報告で、有効回収部数2,161部に対して、記述件数240件で部数と合わないのは。いかに中間報告にせよ、まとめに必要な事項は記載をしておく事が重要です。記載事項として挙げておけば後からでも数値は報告できますし記載漏れが発生をしません。また読み込みをする人も、阿吽の呼吸で理解をします。住民の全員にアンケートをしたのなら、もう少し丁寧な中間報告の資料を作成しないといけないと考えます。今更、時間が足りませんでしたとは言い訳になりません。この段階での記述件数は240件です。1人当りで見ると数人分です。では2,161部に対して、残りの件数はどこにいったのですか、お聞きします。

以上、質問内容は大きく4点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の5番、清水教昭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 質問項目は4点ありましたが、ご趣旨は、計画策定の過程において、

まちづくりアンケートをどのように活用し、町民の皆さんからの貴重なご意見をどのように計画に反映したのかという事であろうかというふうに思います。

さて、私は、施政方針でも申し上げましたとおり、「打てば響く！町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」を政治信条として町政を進める中で、今回第7次の阿武町総合計画の策定に鋭意取り組んできたところであります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、20年後の2040年（令和22年）であります。これには人口が今の約半分の1,686人と想定される中で、今回は特に、10年20年先の将来に渡って阿武町の進むべき方向、そして持続可能なまちづくりを進めていくために、潜在する重要課題を掘り出し、それに的確かつタイムリーに対応していくための施策づくりのために、まずは庁内の若手職員19人でプロジェクトチームを組織して、人材育成も兼ねながら彼ら自身のまちづくりの勉強会を重ね、各種団体やグループ、法人等々約20団体の皆様のところに出向いてヒアリングを行い、これからのまちづくり等について幅広くご意見も伺って参ったところであります。そして、私、町長に就任して以来、まちづくり懇談会やカジュアルトーク等を重ねて、住民の皆様の生の声をたくさん伺っても参りました。そして、昨年10月に、ご案内のまちづくりアンケートを実施したところであります。住民アンケートの結果、また、ヒアリング等の結果を分析する中で、小さな町の利点を最大限に活かしつつ、町民と行政が一体となって総合計画を策定するとともに、5カ年計画の町の事業計画である実施計画の編成、そして、まずは令和2年度予算から様々な施策や事業をスピード感をもって展開していく事が重要であると考えており、その方向性につきましては、先日の施政方針の中で縷々申し上げたところであります。こうした中で、ただ今は清水議員から4項目に渡るご質問をいただいたところであります。質問の内容が今回のアンケートの設問や集計の方法などの細かい内容についてのご質問でありますので、この点につきましての答弁は、正確性を期する

ために、担当のまちづくり推進課長の方からお答えする事とさせていただきます。以上です。

○議長 まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 まちづくり推進課長の藤村です。清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「住民の記述と、第7次阿武町総合計画の施策に関する現況と課題、主要事業の内容」についてであります。まちづくりアンケート一般用の「問4」につきましても、まちへの愛着と定住意向をお尋ねしたもので、まず、(1)阿武町への愛着度については、選択肢として、①とても愛着を感じている、②どちらかという愛着を感じている、③どちらかという愛着を感じていない、④愛着を感じていない、の4択の質問、次に、(2)はどのようなところが阿武町の魅力や自慢か、についての記述式の質問、次に、(3)阿武町に住み続けたいか、については選択肢として、①今後も住み続けたい、②どちらかという住み続けたい、③どちらかという住み続けたくない、④住み続けたくない、の4択の質問、次に、(4)はその理由をお尋ねする記述式の質問、次に、(5)は選ばれる町になるため、必要な事や見直した方がよいと思う事はどんな事ですか、についての記述式質問、最後に、(6)はあなたがイメージする移住を希望する人にとって魅力を感じる事はどんな事ですか、についての記述式の質問でありました。また、「問5」の内容につきましては、これからのまちづくりについて自由な意見を記述式でお尋ねするもので、(1)限られた人や資源の中で阿武町の暮らしが持続していくためには何が必要だと思われますか。次に、(2)若い世代が阿武町にUターンするためにはどのような取り組みが必要だと思われますか。次に、(3)ご自身で地域の活性化のためにできる事がありますか。最後に、(4)日頃の町政や阿武町の将来についてお感じの事があれば教えてください、の4つの質問でした。

いずれも記述式のデータの入力には相当の時間を要しまして、集計と策定作業を同時並行で進めておりましたが、ご指摘には多少の誤認もあろうかと思っておりますが、12月定例会の全員協議会では中間案として計画の骨格をお示したもので、ヒアリングの結果やアンケートの速報、計画の理念や施策大綱の構成、施策に関する現況と課題などであります。そして、1月30日の議会の全員協議会では、ようやく体裁も整いまして、アンケートのうち、「問4」の町への愛着や定住意向、特にご指摘のありました(5)選ばれる町になるため、必要な事や見直した方が良くと思う事はどんな事ですか、について、記述式757件のいただいたご意見を分野別に整理して、現況や課題として盛り込んだものを総合計画の素案としてお示ししているところでございます。一方で、「問5」の自由意見につきましては、集計が遅くなった事は担当課長として深くお詫び申し上げます。ようやく集計も終わりました、第7次阿武町総合計画とともに、議員各位にもお配りさせていただいておりますが、(1)の質問については651件、(2)の質問については990件、(3)の質問については374件、(4)の質問については520件と、合わせて2,535件の膨大なご意見が思いを込めて寄せられております。これにつきましては、町を良くするための未来志向の質問でありまして、アンケートの中で、闊達な意見を頂戴しましたけれども、これが総合計画に織り込まれていると言われると多少反省をせざるを得ないところがございます。ただ、実施計画レベルでアイデアを事業に反映してく事と、また、計画は策定して終わりではありませんので、住民の皆様からのご意見は役場内、議会の皆様方、そして、住みよいふるさとづくり計画審議会委員の皆様方とも共有し、今後のまちづくりに生かして参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に2点目の「阿武町まちづくりアンケートの内容について」という事ですが、「問3」の内容は、今後10年間特に力を入れていくべき施策について、の

質問で、○の記入をお願いしたところですが、人の流れの分野の28の項目、食材を味わえる場所の充実、の補足事項として括弧書きで挙げた事例として、地元食堂、港食堂、オーベルジュと記載し、いずれも地元の食材が味わえる場所という意味でしたが、特にオーベルジュの意味は宿泊機能を備えたレストランで、カタカナ書きの見慣れない言葉に対し、住民目線の配慮を欠いた事はお詫びを申し上げたいと思います。次に、「問5」の自由意見の(2)若い世代が阿武町にUターンするためにはどのような取り組みが必要だと思われませんか、の問いのところで、誤って取り組みという言葉が重複して記載されておりました。明らかな誤記でありまして、まちづくり推進課が作成と点検ともに担当しましたが、今後このような事がないように気をつけて参ります。この2件につきまして、住みよいふるさとづくり計画審議会委員でもあります議長さんに報告をされ、その後、まちづくり推進課から清水議員への返事がなかったという事ではありますが、まちづくり推進課の担当に聞きますと、議長さんからその旨の報告をいただき、それはアドバイスであるというふうを受け止めたという事でございました。

3点目の「阿武町の主要事業での評価」についてであります。5年前のアンケートではイエスとノーでは割り切れない、どちらかと言えば、というニュアンスの表現も含め5段階の評価で行いました。このアンケートの項目は、傾向を知るためのものでありますので、内部で検討し今回のアンケートでは、評価する、評価しない、よく分からない、の3段階で良いとの判断で行いました。ただし補足として、記述式で評価する、評価しない、の特別な理由があればご記入ください、と別途、欄を設けたところであります。いずれも無回答がありますので、4段階、6段階の評価という事になります。

4点目の「問3」、今後10年間力を入れていくべき施策について、の集計漏れについてであります。ここでは○を付ける他に記述式でその理由を伺いま

した。合計327件のご記入がありましたが、データを原文のままパソコンに入力し、分野毎に仕分ける課程で、中間案でのデータ件数が240件と過小となり、一部データが埋もれてしまい、清水議員からのご指摘で転記漏れが見つかりました。選択式の回答であれば、無回答も含め合計数が回答者の数に戻るため確認ができるのですが、記述式で、それも複数回答で行いましたので、指摘をいただくまでこちらでの確認が遅れました。計画の策定作業に追われ、確認不足で信頼を損なった事は大変申し訳ありません。最後になりますが、12月の報告で「問3」の一般用の有効回答回収部数が2,161件であったのに記述の件数が240件で、残りの件数はどこにいったのかというお尋ねですが、ここでは、特に力を入れていくべきだと思う項目に○印を記入するほかの補足として、特に力を入れるべき理由があればご記入ください、と記述を求めたものでございまして、残りの件数については空白という事でございます。記入がなかったという事でございます。以上をもちまして、清水議員の質問に対する答弁といたします。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。5番。

○5番 清水教昭 2点ご質問させていただきます。1点目はまず1問目ですね。住民の記述がある問5についてです。もともと計画上は作成されて集計期間を取られていたでしょう。従って、集計、最終集計完了日の予定日は、最終集計完了予定日は何月何日でしたか。そして実際に完了したのは何月何日ですか。また集計がこれだけ本当に遅れた原因は何であったのかですね。それに引き続いてここは住民だからこそ気づける事、また思いつく事、またできる事があります。その生きがいややりがいを大切にしないとイケません。よって記述が集計されてその件数が多いか少ないかでもありません。本当の要因を絞り出

す工夫が必要なんですね。ではどのような手法を工夫して要因を絞り出しそれを施策にしていくのかその見解をお聞きします。それが1点目です。2点目、「問4」のところで、アンケートの集計漏れが発生した件です。これをお聞きしますと宇田郷地区が全部抜けました、という報告をいただいています。そこで阿武町の奈古地区の方々は優しいの方々です。福賀地区の方々もやはり優しいの方々です。そして宇田郷地区の方々も同じように優しいの方々です。だから宇田郷地区の集計がすっぽりと抜けましたが、手直しができたなあと、きっと宇田郷地区の方々も理解をしていただけるでしょう。私は宇田郷地区の出身ですからそう感じます。では、ここまでくるのに多額の税金が使われました。このアンケートの今後の管理方法はどうされますか。お聞きします。以上大きく2点です。

○議長 まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 今、清水議員からご質問いただきました。問5につきましては、自由記述で4項目いただいているものがございまして、先ほど申し上げましたように全体で2千件を超える貴重なご意見をいただきました。実は今回のアンケートで記述を、かなり、特に問5についてですけれども、増やした関係が前回に比べてございます。そういった中でちょっとスケジュール感を誤ったというのは正直なところございます。ただ一方で、先ほど申し上げましたように、いただいた自由意見、これについては、そもそもアンケートを作る段階で内部協議をした中で盛り込むべき事柄もあろうとは思っておりますけれども、それは、最後に今議員の皆さん方には概要版という事でお示ししておりますし、元々の原本としてはこれだけのものがございます。これは重要なまちづくりの資源として皆さん方とも共有しながら活用していきたいというふうに思っております。時間について、集計の時間について選択肢の項目については直ちにできたんですが、自由記述の分については、今、議員ご指摘のとおり

り大変遅くなりぎりぎりになった事はお詫びしたいというふうに思っております。あと問4の件につきまして、ちょっとこれは大変申し訳ありません、技術的などところでデータの入力はしてあったわけです。ただそれを仕分ける段階です、意はなくたまたま漏れてしまいまして、それもまたご指摘をいただくまで気づかなかった事というのは大変恥ずかしく思っておりますけれども、ご指摘をいただいた後はですね、すぐ元に復旧させまして宇田郷の皆様方のご意見が欠落しているというわけではありませんのでご理解いただけたらと思います。

○議長 5番、再々質問はありますか。

○5番 清水教昭 ありません。

○議長 再々質問ないようですので、5番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○5番、清水教昭 次の質問事項は、「住民の生命と財産を守るための消防体制について」で進めます。平成30年11月24日土曜日の午前2時11分に、萩消防署へ奈古地区の民家に火災が発生しましたと連絡が入りました。鎮火は5時14分として発表があり、燃えていた時間は、3時間3分と長時間にわたりました。それから、1年と4か月程度が経過しました。この間、色々な体制が見直しされ強化されたと考えます。住民の生命と財産を守る事は、遅れる事がなく粛々と取り組まれていく事が大切です。また奈古、福賀、宇田郷地区において、民家等が密集している所は限られています。しかし、火災の発生を考えれば、どこが密集し、また密集していないかで順序をつける事ができません。その考えの中、今回は奈古地区の民家が密集している所で火災が発生しましたので、ここに焦点を合わせて、質問をいたします。

1つが、奈古地区の密集地に消防自動車、救急車が通過する町道の確保です。奈古地区の一番密集地は、町道路線番号が36～44で、9本が複雑につなが合

っています。道路を人間の身体でいえば血管と同じです。大、中、小の血管がくまなくつなぎ合い身体を動かしています。従って、町道の安全・安心を確保するためには、つなぎ合う事が大切になります。9本の路線が有機的につながる事が重要だが、道を作るために、そこで生活をしておられる方に移動してもらう事は、絶対にしてはいけませんし、やってもいけません。しかし、空き家、空き更地を上手に活用し、消防車と救急車がピンポイントで一番近い所まで入って行かれる町道、または場所の確保ができないのか、再検討をし、道を作っていく事にチャレンジをしていく事を提案します。でないと、いつまで経っても、防災面で有機的な道は永久にできません。そのためにも、まずは住民の皆様方の協力を得て、時間、費用を捻出し、5年、10年、15年の計画で、進めていく事が意外と早道と考えます。前向きなお考えをお聞きします。

2点目、消防体制の見直しと強化についてです。火災はどんな理由があるにせよ、発生をしてはいけません。絶対に起さないように、日頃からの準備と啓発活動が必要です。そこには、万全の体制を、常にシフトさせておく事が重要になります。そこで、消防設備の補強と増強についてです。奈古の場合は、1年以上が経ち、設備の補強と増強が進められたと推察します。例えば、消火栓、防火水槽、消防用ホース、消防車、消防団員、消火訓練、医療体制等の多面的な分野での取り組みが挙げられます。住民の皆様方に安堵していただくために、全てとは申しませんが、可能な範囲で状況をお聞きします。そして新しい啓発活動の取り組みです。防災無線で、時期に応じて火の用心の喚起を呼びかける事は当然であり、当たり前の事です。では、これに係わる啓発活動は何が考えられますか。例えば、避難安否確認の体制、煙に対する対処方法、住宅用火災報知器の普及率向上、避難行動要支援者の体制づくり等が挙げられます。これらを含めて、新しい取り組みも計画中だと考えます。進捗状況をお聞きします。

3点目、火災残骸処理費用での補助金制度の適用について。建物を解体した

際の廃材は、通常、産業廃棄物として扱われます。これは、解体工事という産業活動を通じて、建物がゴミに変わったという解釈によるものです。産業廃棄物は、民間の産業廃棄物中間処理場で処分されます。火災にあった建物の場合は、一般廃棄物として見なされます。これは火災によって、建物が既にゴミに変わってしまっている、という解釈によるものです。一般廃棄物は、行政の一般廃棄物処理場にて処分されるのが現状です。各自治体の例を紹介します。これらの制度を受けるためには、当然、罹災証明が必要です。東京都 23 区、火災ゴミの引取料金の 90%が減額されます。横浜市、火災により生じた廃棄物を被災者自らが処理場に搬入する時全額を減免します。大阪市、事前に火事後ゴミ処理手数料免除を申請する事で 15 トンまで全額免除されます。15 トンを超える分には有料で 10 kg ごとに 90 円です。萩市、火事後のゴミは大井不燃物埋立処分場にて受入れをし、費用は全額減免です。そこで、一般廃棄物処理場の確保について、阿武町に一般廃棄物処理場があるのか。古い時代にはあったとお聞きしていますが、ないのならどこに処分をしたらよいのか。また、その業者紹介の資料が準備してあるのかお聞きします。次に、火災残骸処理費用の取り扱いです。阿武町には、火災残骸処理費用の補助金制度があるのか。あるのであれば、どのようになっているのかお聞きします。ないのなら、早急に制度の新設を提案いたしますので、お考えをお聞きします。以上、質問内容は、大きく 3 点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の 5 番、清水教昭君の 2 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2 項目目の質問でありますけども、「住民の生命と財産を守るための消防体制について」であります。1 つ目の奈古地区の密集地に消防自動車、救急車が通過する町道の確保についてであります。議員からは、これまでも消防・防災関係について、色々とお質問をいただき、回答させていただいている

ところでありますが、今回は、一昨年(2019年)の11月に美浜地区で発生した大火災、これを受けて奈古浦地区の住宅密集地における防災体制に焦点をあてたご質問というよりはご意見というふうには受け止めております。

はじめに、空き家や家屋解体後の更地を活用した道路整備を行い、消防車等の緊急車両が、火災現場まで近づけるようにしては、とのご意見の一方で、「そこでまた生活をしておられる方に移動をしてもらう事は絶対にいけません」という見解をお持ちであり、住宅密集地における防災体制というものが、そう容易でない事は、議員ご自身も十分認識しておられる事とお察しをしておるところであります。一般的には、空き家が都合良く連なって発生する事は、まず考えにくいし、また、固定資産税を払い続けるようなら、町へ空き家を寄付したいという話も時にはあるわけであります。しかし、多くの空き家が発生してきている中で、場所によってご提供いただく、いただかないかでは、公平性に欠けるところでもありますので、町民の皆さんのご理解が得られないというふうには考えております。次に、そもそも緊急車両が火災現場のピンポイントまで行く必要があるかという事でもあります。先に消防活動から説明させていただきますと、町が所有・運用しておる消防車両がありますけども、主に女性消防団員が防火啓発等で使っている広報車両を除く、いわゆる消防自動車と呼ばれるものは、可搬式の小型ポンプを積載した小型動力ポンプ付積載車、これと、車体に水槽とポンプ機能を持たせた水槽付ポンプ車、の2種類があります。小型動力ポンプ付積載車は、小型トラックサイズと軽トラックサイズの2つの種類で、小型動力ポンプ付積載車は名称のとおり可搬式ポンプやホース等の貨物積載車であり、その活動は自然水利や防火水槽の水を利用するため、これら水利の近くに部署して使用する消防車であります。また、普通消防ポンプ車も、タンクは搭載しているものの、その量はわずか1m³にも満たないもので、積載車同様に防火水槽や河川等の自然水利のある場所に行って、その水を利用して火災

現場に水を送水する車両であります。現に先ほどお話しがありました美浜火災の際にも、車両は防火水槽等に部署して、ホースを現場まで延長して消火にあたったところであり、言い換えれば、必ずしも消防車は火災現場のピンポイントまで入って部署する必要はなく、むしろあまり近づきすぎると消火活動の妨げにもなり、また延焼の状態によっては、移動させなければならないような事態も考えられるわけでありまして、ホースの繋ぎ替え等で大変な混乱が生じる恐れもあります。それでは、住宅密集地における最も有効な消防水利は何かという事になりますが、これはやはり消火栓という事になります。簡易水道施設を活用して消火栓の放水可能量は、奈古地区簡易水道で申し上げれば、配水池だけで 346 m³、そして 17Km にも及ぶ送水管の水と、配水池には、水位が下がれば水源地から自動的に水が補給される仕組みとなっているところでありますので、防火水槽の貯水量、1つがだいたい 40 m³と比較すれば、軽く見積もっても 10 基分以上になる計算になります。更に消火栓の利点は、ポンプ等の機械に頼る事がなく、ホースをつなぎ、バルブを開けるだけで放水が可能となっている事から、美浜を含めて近年の奈古浦の火災においては、消防団到着までの間に、強風が吹く悪条件の中においても、消防団協力隊や地域の皆さんがいち早く初期消火活動を行ったところであり、被害を最小限に食い止めた事は皆さんご周知のとおりでございます。なお、美浜の火災は、議員が述べられたとおり鎮火までに3時間程度要したわけでありましたが、その間、消火栓の水を利用して生活用水に影響する事がなく、無事鎮火に至ったところであります。現在、土木建築課には、各簡易水道の配水池の水量がリアルタイムで確認できるモニターを整備しておりますが、火災時には、土木建築課の職員がモニターを常時監視して、現場の職員と連携も行っているところであり、美浜火災の際には、配水池の水位が下限に近づいた時に、その旨を伝えて、直ちに消防団も消火活動に支障がないように、郷川の自然水利から取水して、放水を切り替え

たところであります。なお、西の一から釜屋自治会までの、いわゆる奈古浦地区には、消火栓が今年の設置分と道の駅設置分を含めると12カ所、防火水槽が3カ所、更に郷川を含めると消防水利は15カ所+ α となります。消防法における消防水利の設置基準は、消火水利から防火対象物までの距離は140m以内となっており、既に、奈古浦地区の消火水利の設置状況は基準を十分クリアしているという事になります。次に、ご質問の中で、救急車の事も触れられています。萩市消防の救急車に装着されているストレッチャー、車輪付きの担架でありますけれども、この幅は58cmであり、確かに距離的な時間ロスは多少はあるでしょうが、路地裏に面する住宅からでも搬出は58cmでありますから十分可能であり、今住んでいる方々に移住をお願いしてまで、道路を確保するという事には無理があるというふうに言わざるを得ません。ただし、空き家を撤去した更地は、防火帯とし機能する事は十分考えられる事だと思っておりますので、特に、廃屋的な家屋については、所有者に対し、解体、更地にしていただくため連絡、依頼等は引き続き行って参りたいと考えております。

現在、空き家問題は過疎地だけではなく、全国的な課題となっておるところであり、今後、国の新たな政策として、対策案が出てくる事も予想されますので、国等の動向も注視しながら検討を続けて参りたいと思っております。

次に、2つ目のご質問の「消防体制の見直しと強化」についてであります。始めの、消防施設の補強と増強については、町では、今年度においても計画的に各種消防施設等を整備しているところであります。具体的には、今年度においては、令和元年度であります。福賀の森見藤の鶴惣工業と吉岡土建さんのチップ工場の間、町有地に防火水槽、奈古釜屋の鹿島大橋付近に消火栓、そして、主に津波の避難放送を想定した防災無線の屋外拡声器を奈古の土地地区にそれぞれ設置するほか、消防団の高齢化が進む中で、体力の減少や機動性の向上を考えた中で、消火に使うホースの径を、従来の直径65mmから50mmに変更す

る事としておりますが、当面は宇田郷消防団から順次 50 mmに切り替えて行く事としてしているところであります。なお、令和2年度におきましては、新年度におきましては、防災無線の屋外拡声器につきましては、残ります奈古の筒尾地区、そして消火栓を福賀の宇田地地区に設置するほか、近年、豪雨災害等が頻発、激甚化する中で、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的な計画として、想定外の大規模自然災害等が起こっても、町が機能不全に陥らないよう国土強靱化地域計画なるものを策定する予定であります。

次に、「新しい啓発活動の取り組み」についてであります。具体的には、防災無線による火災予防の喚起に変わる啓発活動として、避難安否確認の体制、煙に対する対処方法、住宅火災報知器の普及率向上、避難行動要支援者の体制づくりのほかに、新しい取り組み、進捗状況はどうかとの事ではありますが、毎年、各地区輪番で開催しております総合防災訓練において、安否確認、要支援者の避難訓練は、各自治会長、民生委員及び社会福協議会と連携して、毎年実施しているところであります。また、新たな取り組みとして今回は、防災ヘリによる救助訓練も行ったところでありますが、新年度、令和2年度の防災訓練では、福賀地区の小中学生を対象に、児童生徒が火災の発生時に、正しい知識のもとに、的確に状況判断ができ、自ら安全に行動する事はもとより、他の人や社会に貢献できる心と実践力の向上を目的として、避難生活を想定した防災キャンプを実施する事としております。なお、前回の議会答弁でも申し上げましたが、災害の発生を前に、起こり得る状況を想定して、いつ・どこで・どのような防災行動を・どの主体が行うかを時系列に整理しまとめた防災計画、いわゆるタイムライン、これの本格運用と、個々のマイ・タイムラインの作成、指導を行う事としております。更に、毎年、恵寿苑をはじめ、各地区の老人福祉施設での避難訓練や学校関係等を対象とした出前講座のほかに、この3月に予定していましたが、奈古地区の徘徊者捜索模擬訓練はコロナウイルスの余波で中

止といたしましたけども、昨年と一昨年には、宇田郷と福賀地区でそれぞれ実施済みでありまして、更にこれ以外に、毎年各自治会で実施している自治会と消防団の合同消火訓練、この際には必ず、火災報知器の設置と電池切れの確認等を行っているところでもあります。このとおり、町として町民の皆さんの安全安心に係る事につきましては、幅広く事業を行っているとともに、事業終了後には、反省会等も開き改善も図りながら、次年度の事業につなげているのが実状であります。

次に、3点目の「火災残骸処理費用での補助制度の適用について」であります。まず「火災にあった建物の場合は、一般廃棄物として見なされます。」との事ではありますが、一般廃棄物と産業廃棄物の区分について、誤解があるようでありますので、少し触れさせていただきます。廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法で、廃棄物の種類や処理方法が規定されております。この廃棄物処理法第2条で、廃棄物の定義がされておまして、それによりますと、第1項で、「廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液体状のものをいう。」となっており、第2項で、「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」とあり、更に第4項で、「産業廃棄物とは、次に掲げるものをいう。1つとして事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」とされております。つまり、廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、産業廃棄物は、法律や政令で定義されており、それ以外の廃棄物を一般廃棄物という事であります。産業廃棄物であるか、それとも一般廃棄物であるかの判断は、あくまでも事業活動によって生じたものかどうかですから、火災にあった建物が、即、一般廃棄物として見なされるというような事ではありません。火災の状況によっては、建物のほとんど

が残っている場合もあり、その後片付けを業者に依頼して、解体工事という産業活動を行った場合は、当然、これは産業廃棄物として取り扱う事になります。ご認識が誤っておられるようですから、敢えて申し上げさせていただきました。それと、もう1点、「火災によって、建物が既にゴミに変わってしまっている」というふうに申されましたが、いささか乱暴すぎるのではないかと思います。廃棄物の定義については、先ほど申し述べさせていただきましたが、廃棄物に該当するかどうかの判断については、平成25年3月29日付け、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部から行政処分の指針なるものが発出されており、これによりますと、「廃棄物とは占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡する事ができないため不要となったものをいい、これに該当するか否かは、その物の形状、排出の状況、通常の見扱の形態、取引価格の有無及び所有者の意思等を総合的に勘案すべきもの。」となっております。火災によって、建物の資産価値が下がってしまう事はあり得ますけども、所有者が不要と判断していない時点で、火災にあったという一面だけを捉えて、既にゴミに変わってしまっている、という解釈は、火災にあって大きな精神的苦痛を受けてしまった所有者に対しては、寄り添う気持ちが少し足りない、考え方によっては大変失礼な言い方になるというふうに考えるところであります。こうした前提の中で、ご質問に答えさせていただきます。阿武町に一般廃棄物処理場があるのか、という事ではありますが、火災に遭われた場合の廃棄物の取り扱いについては、可燃物と不燃物に分けて考える必要があります。可燃物の場合、受入先として「萩・長門清掃工場はなもゆ」が廃棄物処理場であります。ちなみに阿武町内の可燃物は、平成27年度より稼働しております「はなもゆ」に負担金を支払う事で持ち込み、処分をしております。この時には、罹災証明を添えて萩・長門清掃一部事務組合に廃棄物処理手数料免除申請書を提出し、免除を受ける事になります。そして、「はなもゆ」の指示に従って搬入する場合は処理料が全

額免除となります。免除とならない場合には、10 kgあたり一般廃棄物は100円、産業廃棄物は220円の手数料がかかります。ここで、ほとんどの一般廃棄物と産業廃棄物の区別が係わって参ります。火災にあった建物の片付けを業者に依頼して、解体工事という産業活動を行った場合は、産業廃棄物として取り扱う事になりますので、10 kgあたり220円の処理料がかかるところですが、火災によるものについては、産業廃棄物であるといえども廃棄物処理手数料免除申請を行う事で、全額免除をしてもらえます。本来、「はなもゆ」では、建物の解体による廃棄物は、受け入れておりませんが、火災によるものについては、速やかな被災住民の生活再建を支援する観点から、受け入れを認めていただいているところであります。次に不燃物の場合であります。受入先は阿武町リサイクルセンターになります。この際にも、罹災証明を添えて、阿武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の規定による一般廃棄物処理手数料免除申請書を町に提出していただく事で免除の手続きを行います。減免の内容としては、議員が各自治体の例で示された中の、横浜市の例と同じでありますけれども、火災によって生じた廃棄物を被災者自らが処理場に搬入する時、全額を免除いたします。また、処理費用の補助金制度についても言及されておられます。火災にあった方は、大切な財産が被災した上、その片付けも行わなくてはならないわけではありますが、先ほど申し上げましたように、可燃物については、萩・長門清掃工場が、そして不燃物については、阿武町リサイクルセンターが、それぞれ受け入れ減免を行っておりますので、これ以上の補助金制度の新設は現時点では考えておりません。ただし、火災後の片付けの状況は色々なケースがありますので、その都度、判断する事になりますが、できるだけ被災された方の負担が軽減できるように配慮して参りたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 以上で5番、清水教昭君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩します。

休 憩 11時08分

再 開 11時16分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行します。引き続き一般質問を行います。

続いて、6番、田中敏雄君、ご登壇ください。

○6番、田中敏雄 私は、町長にこれからの町づくりについて質問をいたします。

さて、当町は、昭和30年に奈古町、福賀村、宇田郷村が合併し、合併当時の地区別人口は、奈古地区が5,295人、福賀地区が2,997人、宇田郷地区が2,497人でありました。今年1月31日現在の地区別人口は、奈古地区が2,187人、福賀地区が532人、宇田郷地区は526人となり、合併当時から見て約70%近く減少しております。この人口減少とともに、年齢別人口ピラミッドも変化しており、高齢化率65歳以上の割合も、合併当時は7.66%であったものが、今年1月31日現在では、奈古地区が45%、福賀地区においては58.6%、宇田郷地区が57%の高齢社会の状況で、今年町制65周年を迎える事になりました。昭和30年初代の小野博盛町政の政治信条では「平和で明るく、住み心地のよい町づくり」、二代目水津松太郎町政では「融和結合による、明るい町政」、三代目長嶺寿衛町政は「町の独自性を生かした、魅力ある町づくり」、四代目水津源治町政では「住みよい町づくり、誇りある町づくり」、五代目中山修町政では「活力と思いやりのある町政」、六代目小田徳太郎町政は「あたたかい、思いやりのある町づくり」、七代目中村秀明町政は「小さくても個性が光る自立した町づくり」、そして現在、阿武町が誕生して八代目になる花田憲彦町政は「チェンジ、チャレンジ 打てば響く、町民一人ひとりに寄り添う町づくり」を掲げて町づくり

に取り組みられてきました。阿武町の基本構想・基本計画についても、昭和35年に策定された阿武町の10年後の発展の未来を描く「阿武町新生計画」が策定され、基礎調査、基本計画、実施計画となっており、昭和58年には、活力と魅力ある「豊かで住みよい文化の町」阿武町を目指し、町づくりの最高理念であります阿武町基本構想が策定されて、基本構想に基づき5ヶ年ごとに基本計画、実施計画が策定され改訂しながら、第1次基本計画「さんサントピア阿武7ヶ年計画」が、平成元年から平成7年まで、第2次基本構想「第2次さんサントピア阿武計画」が、平成8年度から平成17年度、第3次基本構想「元気!あぶ町5001プラン」が、また平成17年度から平成26年度、第6次基本構想基本計画「阿武町版総合戦略選ばれる町をつくる」が、平成27年度から平成31年度までが策定され、また平成29年に策定されました「地方創生版まちの縁側推進プロジェクト」等により町づくりが進められてきています。今年は令和2年から令和11年までの10ヶ年の第7次基本構想の策定の年にあたります。これら政治信条や基本構想基本計画には、歴代の町長の町づくりの熱い思いと、人口減少や高齢化が進行していく中においても、65年の歳月をかけた町民一人ひとりの努力の積み重ねにより、今日の阿武町ができていると思います。阿武町誕生から今日までには、町づくりの方向性は時代の流れとともに変化してきました。昭和30年1月1日に第1号阿武町広報が発刊され今日に続いており、その時々を町民に伝える大きな役割を果たしています。その記事や内容や記述も社会情勢とともに変わってきていますが、いずれも当時の町の様子が一目でよく分かるような構成になっています。昭和31年10月から、福賀地区を皮切りに奈古、宇田郷地区に有線放送電話業務が整備され、町行政の動きを始め、産業の振興や一般教養、また、娯楽番組などの放送が始まりました。平成元年から現在の防災無線が運用され、平成15年4月からはケーブルテレビが放送される等、より町の取り組みの様子が分かりやすく伝わり、この事で行政がより身近に感じら

れるようになりました。今、阿武町は、時代に合った取り組みとして、平成30年に国の進める地方創生に向けて、三つのプロジェクトを作り、「選ばれるまち創生プロジェクト」、新たに「森里海新たなしごと創出プロジェクト」、そして「まちの縁側推進プロジェクト」が新規認定され、地方創生推進交付金、約3億9千万円が交付される事になり、各種事業が進められています。中でも町の縁側推進プロジェクト事業は、ソフト事業からハード事業の段階に進み、総額で約7億1千万円の大型プロジェクトの取り組みとなり、前々から思案されてきた道の駅周辺、特に海側の町有地の有効活用として、この度、地方創生拠点整備事業交付金約2億2千3百万円、地方創生推進交付金約2千3百万円、過疎債約3億2千万円、一般財源（特別交付金）約2千万円、公共施設整備基金繰入金約1億3千2百万円をかけて、ビジターセンター、サニタリー棟、キャンプフィールドができる事になります。これも国の採択がおりなければできませんが、今月上旬には内示があると聞いております。このプロジェクトについても、町民の方の中には北浦の人口が少ない、また、道の駅が近くにあるとはいえ、環境面で特に恵まれていないこのような所で、本当に7億円かけても利用する人がおられるのかと危惧される人もおられます。設計業務を委託する株式会社スノーピークの試算によれば、年間火曜と水曜日を定休日にし、年間281日営業し、テントサイトを利用率17.5%で運営すれば、年間2,866組が利用される、宿泊売上も約1千2百万円、キャンプ等用品のレンタル料や、薪等の消耗品料、その他自主事業のアクティビティ収入を合わせて、年間の売り上げは、約3千9百万円になると言われています。スノーピークの会員は、全国に約30万人おられるそうですが、その他の人を含め、どれだけの人が道の駅阿武町を利用していただけるか分かりません。今、町づくりで大切な視点の一つに、地域の中で循環する事があります。つまり人・物・金を、地域の中で回す事の大切さと、持続可能な地域社会総合研究所、所長藤山浩さんの「田園回帰1%

戦略、定住と循環を支える社会」、また、里山資本主義の藻谷浩介さんの「地域活性化について」等々、町づくりについての著書が出ています。当町にも来られ、講演会などで私もお二人の思いを聞きました。大変興味深い話であり、町長も、これらを参考にして町づくりに取り組まれている事と思います。この中で昨年12月議会、小田高正議員の一般質問の答弁で、町長は、山陰自動車道を踏まえ高速道路は諸刃の剣であり、ルートによっては他の地域で起きているような高速道路によって町が寂れるような事は決してしてはならない。そのためにも、道の駅一つでは魅力が足りない。阿武町の魅力としては、一つでも二つでも新しい目的地になるものを、今のうちから、地方創生のお金があるうちに、財政もある程度余裕があるうちに、今、手をかけておかないといけない。開通する段になって、ああ、人が来なくなると騒動したところが、もう後の祭りになると、そういう気持ちが私は強いんです。ですから今のうちに一定の事業があり、外からお金が入ってくる見込みがある、この地方創生事業を使えば、相当ハード整備で事業予算が入ってきます。そういう事を今のうちに手を打っておかないと道の駅だけじゃあ、私は生き残れないと思っているんです。と答弁されておられます。私も、全く同感であります。しかしながら、7億円余りをかけて、地域として将来奈古地区を含め、福賀、宇田郷地区が、そして阿武町がどのように発展していくのか、これまでの説明だけでは、受け入れる事ができず、納得いかない方も多くおられると思います。先般1月23日、福賀婦人会・ことぶき会・昭和会の3団体が、合同開催した福賀地区新春懇話会の折、今後の、町施策の道筋の一つとして、まちの縁側プロジェクトについて話されましたが、出席された方の中には、町長さんは奈古の事ばかり話して、福賀の事はあまり触れてなかったといった声も聞きました。私はそういった声を聞いた時、今日、自分の事ばかり考える風潮の中、福賀が、宇田郷が、奈古が、といった地域愛を持たれている人が多くおられる事に嬉しく思う反面、そのよ

うに受けとられた事について、町長の心の思いが、まだまだ伝わらない、説明不足だと思いました。

この大きな重大なプロジェクトは、町長の話聞く限り、ボトムアップではなく、トップダウンの要素が強く、強いリーダーシップに期待されますが、その責任は重大であります。勿論、議決した場合においては、私を含め議員全員にもある事は言うまでもありません。今日、全国で、多くの町村がなくなる不安を抱えている中、小さい町が生き残りをかけるため、様々な意見がありますが、腹を括って、先頭を切って取り組む強いリーダーシップが必要と思います。その事は、平成30年6月に、歴代の町長さんが経験した事のない、苦渋の決断が求められる事になった、地上配備型迎撃ミサイル「イージスアショアむつみ演習場配備計画」が現出した際に、町長は、地域の方々に寄り添い、意見を聞かれ、いち早く反対の意向を表明された事は、町を思い、町民の安心安全を願う強い気持ちに尽きると私は思います。

町長は3年前6月の初議会で、第一に、若者の定住とその条件となる職場の確保、雇用の創出を挙げてこられ、これまでの約3年間「打てば響く、町民に寄り添う懇談会」と称して町民の皆さんの多くの声を直接聞く機会を作り、また自治会長集会や行政説明会、各種団体、グループ等々の、カジュアルトーク等を通して広く住民の声を聞き一刻も早く、かつ、大胆果敢に攻めていくと言われて現在に至っています。町づくりは、国の施策に大きく左右されますが、基本は町民の声をいかに反映するかにあると思います。私も平成7年初当選以来25年間、議員や組織、また個人としても町づくりに参加してきましたが、行政の情報通信、住民の声は通信技術の目覚ましい発展により、近年大きく変わってきた事を感じています。特に、携帯電話を始めIT（情報技術）、AI（人工知能）、ICT（情報通信技術）、IoT（モノのインターネット）等々、ここ数年間のうちに人から人への伝達の変化は若者を中心に大きく変化して

います。スマートフォンやタブレット等を介し、インターネット上で同じ意見や見解などを持つ人の新たな交流関係を生み、仲間同士で情報や意見の交換、メッセージのやり取り、また写真や動画の投稿を通してコミュニケーションを行う等々のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及により、通信技術は勿論のこと、仕事関係、人間、友達や、これまでにない新たな交流活動など、手紙や電話では築き得ない、密な情報関係が瞬時に構築される人間社会ができています。そこで、これからの町づくりはAI・ICT・IoTなどの情報技術やSNS等々使った若者たちの社会が中心となると思います。スマホデビューはしたが、SNS等々の活用が苦手な65歳以上の年配者が、町民の約半分を占める当町では、これからの町づくりでは、どのような形で意見を述べ参加できるのか、にかかっているとと言っても過言ではないと思います。いくら対外的に大きくアピールしても、町づくりは、一部の人だけではできないと思います。いかに幅広く、多くの年齢層の町民が参加できる町にするかにあると思います。これまでの集落は、集落全員に理解してもらう事にエネルギーを使い、地域に落ちこぼれが出ない、また集落が一つになるように地域のリーダーの方は苦勞されて来られましたが、今日のように人口減少、少子高齢社会による町づくりでは、第7次総合計画・基本計画の中の、人が集まるまちづくりにおいても、交流人口や関係人口を増やし、UJIターンを推進すると施策の1つにありますが、交流する事が増える事は、人それぞれの価値観、考え方の違いが多様化する事でもあり、これまでのように集落を一つにする事は、昔に比べて、大変難しくなっているように思われます。地域を開放すればするほど、また多くの人が増えれば増えるほど、考え方の違いは増えてくると思います。この事が悪い事ではなく、田舎においても都会的になってきているという証拠だと思います。また、これは一例ですが、職員採用を例にとりましても、過去には、地元の人が多く採用されていましたが、今日は、地元の人が採

用試験を受けられない事実は残念な事です。これまでは、小さい町だから、あの職員さんは誰かねと聞くと、あれはあそこの娘さんてえね、や息子さんてえね、と言われ顔が見え親しみがわいていました。しかし、現在では役場に行っても知らない職員さんばかりといった声をよく耳にします。だからいけないというのではなく、阿武町も都会化して、何千人の職員を抱える大都市と同じ環境になりつつあるという事だと思います。この事は優秀な職員を多く抱える事にも繋がり、町にとっては大切な事だと思います。一方で、地域で寂しく思われている方もおられます。多くの職員の方が、積極的に地域に出向けるような新たな業務内容を作ったり、また町民の方々とより多く接する事ができ、そういった場においては、積極的に自己アピールをして欲しいと思います。

町の発展のためにも多くの人に定住してもらわなければ、町の将来はない事はよく分かっています。これまでの集落づくりの手法では難しいと思います。集落が集まる事で町づくりが始まり、その阿武町の土台である集落が崩れては、選ばれる町はできません。例えば、社会教育の一つに、私も社会教育委員の一人でもありますが、行事の地区の運動会を例にとりましても、高齢化もありますが、年々参加者が減り、自治会で取りまとめをされる方も大変だと思います。これまでは集落に住んでおれば仕方なく参加しなければ、と考える人もおりましたが、今日では、物事の判断は、自分にとって必要か否か、損か得かで、参加する、しないがはっきりしてきていると思います。この事は、地域の既存の組織への加入者の減少にも繋がっていると思います。最近、日本各地で大きな自然災害が多発しておりますが、災害が起きるたびに絆という言葉が使われます。私は、災害は豊かな人、そうでない人、強い人、弱い人、老若男女、関係なく平等に受け苦しむからこそ、みんなで助け合う絆が生まれるのだと思います。阿武町は災害を受けなくても、お互いが助け合わなければ生活ができない、第一次産業が基幹産業の町だからこそ、これまでは必然的に集落において

は、落ちこぼれやのけ者といった差別が生まれない。常日頃から絆や助け合いが生まれ、だからこそ阿武町の人には人情味豊かな人の良い町だと言われる事に、自分たちも誇りに思っていたのではないのでしょうか。産業の変化や情報社会の千変万化によって、これからの町づくりは大きく変わらなければ、小さい町の生き残りはできないと思います。そこで、これからの地域はSNS等々を利用する若者社会、苦手な年配社会、また、地域を思う社会と個々で作る社会等々にはっきりと分かれていくと思います。SNS等が作る現在社会の速さに、ついていけない時代の変化に不安を感じているのは私だけでしょうか。多様化する今日において町長はどのような町を目指しておられるのか、今一度伺いたします。

○議長 ただ今の6番、田中敏雄君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ただ今、田中敏雄議員から阿武町が目指す「これからの町づくり」についてのご質問であります。内容が多岐にわたっておりますので、順をおってお答えしたいと思います。

まず、令和2年度に取り組みます最大の事業であります、町の縁側プロジェクトであります。これにより阿武町全体がどう発展していくのか、特に、中でも福賀地区、宇田郷地区にどう波及していくのかの説明が不足でしていただかないかのご指摘であります。言うまでもなく、私は町長就任して以来、また職員時代からも阿武町の発展は、奈古、福賀、宇田郷地区それぞれの均衡ある発展なくしてはあり得ないというふうに思って色んな事業展開をして参りました。ただ一方で事業というものは、必要なタイミングで、必要な場所に展開する事が最も効果的であり、その時に奈古がだとか、福賀がだとか、宇田郷がとかという視点でなく、阿武町にとって、という視点で全体に及ぼすフロー効果、そしてストック効果も見ながら事業は展開していくものだというふうに

思っております。例えば、現在、福賀地区では、もう何年も前から継続して県営事業も取り込みながらパイプラインを含む農業用施設、ため池改修等々、累計すれば莫大な予算を使って実施しておりますが、これはたまたま場所が福賀地区という事ではあります、阿武町という視点で、阿武町農業の発展には絶対の必要条件であると思っております実施しているところであり、それがどの地区だとか、福賀だとか奈古だとか宇田郷だとかいう問題ではなく、阿武町農業として必要な事業として支援をしているわけであり、ただ、ちまたで地区ごとの予算の配分が、人口の割合より多いとか少ないとかいうような、ある意味ごく単純、素朴な気持ちがあるのも理解できないわけではありません。配慮できる部分は配慮しますが、今申し上げましたようにそうでない部分は、地区とかに捕らわれず必要な事業はしっかりと予算をつけ、実施するという事であろうと思っております。そして大事な事は議員のおっしゃるとおり、しっかりとした、その事業の必要性、妥当性の説明、これに尽きるのではないかと思います。

次に、ご指摘の町の縁側プロジェクト、そして地域全体への波及効果についてであります、ご案内のように、この事業は将来的な山陰道の完成を視野に入れながら、阿武町がストロー効果によって通り過ぎる町にならないよう、新たな目的地づくりと道の駅の更なる魅力化を目指して、町の玄関口である道の駅阿武町に併設した形で滞在型交流拠点となるキャンプフィールドや、ビジターセンター等の整備によって、新たな消費を生み、キャンプだけでなく、道の駅の製品の販売促進、体験プログラム等を通して、阿武町全域への人の動きを作り出し、これによって町内に人、物、お金の循環を生み出して、一次製品の購買力向上、体験プログラムの開発と併せて町内全体への所得向上につなげるしくみづくりの構築を目指しているものであります。こうした中で、実は昨日、正式にこのキャンプフィールドやビジターセンター等の整備に係る地方創生拠点整備交付金、これを申請しておったわけですが、これが満額、総務省にお

いて採択されたと連絡が入りました。先ほどご紹介もありましたように交付金ベースで2億円を超える交付金の申請であり、大変心配しておりましたけども、ひとまず、大きな関門を突破して、無事スタートが切れたとある意味安堵しておるところでありますので、ここでご報告をしておきます。話を戻しますけども、そうした中、ご質問の中にありましたように、この事業の展開場所が、道の駅のある奈古地区でありますので、福賀地区や宇田郷地区にそれぞれの恩恵がいかないで、奈古地区だけに大きい予算を使うというふうな声がある事は私も承知していないわけではありません。が、確かに表面上はそう見えると言えはそうかもしれませんが、ただ今申し上げましたように、狙いほどの地区の事業とかそんな小さな考えではないわけであります。

ここで、少し道の駅というものが、阿武町全体の所得にどう貢献しているかというのをご説明する数字がありますので、ご紹介させていただきます。道の駅の物産所の売り上げであります。出荷者の出身地区別、三地区別に分けた金額の割合であります。データが揃っておるもので申し上げますが、平成30年度の道の駅の総売上は4億5,538万円であります。ただこのうち、ポストレジを通過したものが4億3,973万円ですので、これから分析したものを申し上げますが、このうちの町内産品の農産物の売り上げが、農作物が4,653万円であるわけでありまして、これを出荷者の地区別の内訳で分けて見ますと、奈古地区が2,177万円が47%、福賀地区が2,283万円が49%、宇田郷地区がこれは少なくても193万円が4%になっております。次に、水産物は大敷網大きなものがありますが、総額で1億3,721万円、この内訳として奈古地区が3,183万円が23%、宇田郷地区が1億538万円が77%となっております。そうしますと、この農産物水産物の合計は、合計で1億8,374万円、出荷者の地区別では、奈古地区が農産物水産物の合計で5,360万円29%、福賀地区が2,283万円が13%、宇田郷地区は水産物が多いんで合計で1億731万円が58%となっ

ており、このほかに物販等もあるわけではありますが、今申し上げましたこの数字を見ても、道の駅の直売所事業が、農産物水産物の出荷という形で、町内全域の所得向上に大きく貢献している実態をご理解いただけるのではないかと考えております。そして、このように、道の駅を通じて、町民が町内で生産し、町内で消費し、そしてそのお金が町内で循環していく事は、今ちょうど先ほどもご紹介がありましたが持続可能な地域社会総合研究所の所長藤山浩さんにも今、家計調査、そして事業所調査もお願いし、経済循環の見える化の作業をしていただいておりますけれども、所得が地域内で循環する事は、小さいようでも積み重ね、転がる事で想像以上の効果を生んでいきます。そして、これこそが、阿武町が目指している人、もの、金、経済が地域内で、何回転も循環し、最大限の効果を上げる循環型社会の構築の一つの姿であります。

今回の町の縁側事業では、この物産直売所の売り上げ、そして、新たな需要を喚起し、新たな購買者を獲得する事によって、各地区の一次産品の供給量を伸ばして、各地区生産者の所得向上を図っていこうという事、そして、新たにキャンプフィールド、ビジターセンター等のお客さんを含めて、道の駅に来られる、現在、年間40万人を超える人たちを、阿武町版観光DMOなど観光案内所機能を通じて、町内の各地の森、里、海を使った、例えば、シーカヤックであったり、大敷船の乗船体験、磯遊び、阿武町には山口県100名山もあります、この100名山のトレッキング、野菜や果実の収穫体験、山菜狩り、キノコ狩り、神楽見学、豆腐やこんにゃくづくり体験、他にも町の自然や町民の営みを含めて考えれば、アイデアはいくらでも出てきます。そして、基本的にこれらは有料でやる、こういう事が大事であります。こうした体験アクティビティ、農業、漁業体験等々の「こと消費型のメニュー」を作り出して、道の駅、そしてキャンプフィールドの客層の一定数を町内各地区に誘い込んで、そこでの購買、消費を促していこうと考えているところで、その際の地域の拠点づくりや

体験コンテンツづくりには、今後皆さんと一緒に知恵を出し、汗をかいていかなければと思っているところでもあります。ただ、この思いは、繰り返になりますけども、議員ご指摘のとおり、確かに、まだまだ伝わっていないという事も事実であります。時に笑い話ではありますが、「町長は話が長い、挨拶の話が長い。」とよく叱られております。若干反省もしておりますが、私といたしましては、今言い訳になりますけども、色々な機会、場面を通じて、町として大切な情報を伝え、共有するように少ない機会を捉えて、一生懸命にしゃべっているつもりではありますが、皆さんは、得てして自分に関係ないと思った話には耳を傾けていただけないのも確かでありますし、新春懇話会上田勝彦さんのお話しではありませんが、「伝える事と伝わる事は違う」という事を考えた上で、今後は、適宜的確な形で色々な情報や説明の仕方を工夫をしていきたいと思っております。話も、短めにしたいというふうに思っております。

次に、田中議員のご指摘にもありました、また、まちづくりアンケートやヒアリングの結果としても明らかになったところではありますが、地域の絆、ご近所力の不足、希薄化が、これからのまちづくりの重要な問題点、課題として表面化してきたところであり、人口減少と高齢化、地域の人と人との繋がりが薄れて、地域住民の気持ちが一つになりづらい、更に、町外からのIターン者やUターン者が増えて、役場職員もそもそも地元出身者が受験をしない、また、地元出身者でない職員が多くなっていく中で、これまでのような、地域づくりや公的なサービスでは充足する事のできない、いわゆる自助、共助、そして、この間に互助、というような位置づけの地域づくり、取り組みが必要ではないかと思っております。今、時代の進展や、都市、地方の間の人々の移動が進む中で、文化の違いや価値観の多様化が顕著になってきました。都市部であれば民主的な議論の上で、という事もあるかもしれませんが、阿武町のような田舎では、良くも悪しくも、今までは、暗黙のルールの下で、集落一体となった合意

形成という形が一般的であったわけではありますが、今、正に価値観の多様化により、こういった従来型の物事の進め方が難しくなっているのも事実であろうと思います。日本から絆社会が遠ざかる反面、ご指摘のSNSは、スマホの利用が前提でありますけども、高齢者には抵抗があるかと思いますが、一方で、これがここまで全世界に広まっているのは共感性があるほかに、いつでもつながっているという臨場感、即時性、拡散性があるからとも言われております。思いを同じくする人のつながりは、時空を超えて生まれていきます。一方、使い方を誤れば正にこれも諸刃の剣で、色々と社会問題になっているのもご指摘のとおりであります。そして、従来から田舎社会が当然の事としてきた、全員の合意を基本とする村社会、言い換えればある意味、護送船団方式、これに慣れ親しんできた比較的高齢な年代層、そして、これに対してその人たちの多くは、SNSなどにあまり馴染めないというのが実態であると思います。ただ、護送船団方式でやってきた今までのこの仕組みも、高齢化が更に進む事によって、人によってはもうついていけない、或いは義務感だけでついていっている実態として見えてきたというように思います。そうした方々の一方で、自分の主張をはっきりと言い、他人からの目をあまり気にせず、自分の思いを第一に行動する、Iターン、Uターン等を含む若者層。そういう人たちの多くは、一部の例外を除いては、SNS巧みに操る事に長けている年代であり、その二つの年代の両者の2極分化も大きな問題であると、ご指摘のとおりであります。議員のご指摘は、地域社会の中で、暮らしの中で、正に、この2極分化というか、対立とまでは申しませんが、ある意味での溝、年齢ギャップが顕著になりつつある部分を、どう融和させていくかという事であろうかと思えます。大変難しい問題ではありますが、私は、阿武町においても、いくら田舎社会とはいっても、今後は従来型の護送船団方式では、限界があるというふうに思っております。確かに、むら社会の平穏を維持するためには、護送船団方式も必要か

かもしれませんが、新たな時代に向けた新たな発想、新たな行動を生み出すには、法令や常識を逸脱したものは別として、新たな発想、新たな仕組みへのチャレンジを許す社会でありたいというふうに思います。出る杭は打たれると言いますが、出過ぎた杭は打たれないとも言います。誰かが一点突破する事も必要であります。地域全体で、将来の集落、そして、将来の阿武町を担う若者を盛り上げて、出る杭に寛容であり、13代の毛利敬親公ではありませんけども、「そうせい、やってみなさい。」こういう事で、若者のチャレンジを応援し、若者の考え方も生かしながら、一方で、過去からの経験とも調和させながら、地域づくり、町づくりをする、年代に関係なく、それぞれが自分の事として地域全体に及ぶ共通の課題を見つけて、これに対して年代を超えて徹底して話し合い、アイデアを出していく取り組み、そしてこれが最終的には、年齢ギャップを有機的に埋める事に繋がっていく、阿武町が、そういう町であったら、今以上にすばらしい、明るく夢のある町になると思います。そして、その種はいくらでもあるようにも思います。

最後に、私の目指すまちづくりは、今回の第7次総合計画でしっかりと示させていただいたところであり、また、先日の施政方針でもお話を申し上げましたが、令和2年度においては、お示した各種施策を、正に、しっかりと町民に説明して理解を得ながら、着実に進める所存でありますので、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長 6番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(6番、田中敏雄議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。6番。

○6番 田中敏雄 とても丁寧なご答弁ありがとうございました。さて阿武町はですね、65歳以上の人口の占める割合が約50%になり2人に1人が該当します。高齢者が増える事は決して悪い事ではありませんが、歳を重ねるという事

は必然的に体力が落ちていき、気力も同じく弱くなりがちでどうしても無理をしなくなり、ひいては自分の守りに入りがちになります。若い時はまちづくりについて、あんな事をして大丈夫とか、もう少し違った方法があるのではないかと言った声が多く聞かれておりましたが、最近はあまり聞く事が少なくなってきたように思われます。町長は施政方針の中で、第7次阿武町総合計画にあたっては住民のアンケートの結果を真摯に受け止めて施策を策定すると言われており、これまで地域の身近な課題や問題として表面化していなかった事が地域の深刻な困り事として、特に高齢者の移動の確保、買い物支援やゴミ出し、電球の交換など、また地域医療の問題など地域の暮らしを見直し新たな支援が必要と言っています。先般3月3日に福賀地区では、福賀の暮らしを考える会が地域の有志で開催され、まちづくり推進課のお世話をいただき、NPO法人ほほえみの郷トイトイ事務局長の高田新一郎さんを講師としてお迎えし、地域で、絆で築く笑顔あふれる地域の未来、と題してご講演をいただきました。約20名近くの方が参加され、無理はせず今自分たちのできる事からしていきたいねといった事から始まり、また消防団協力隊の中には火災だけではなく地域の困っている人のためにも何か役立つ事があれば協力したいといった声も出てきています。こういった事を行政任せではなしに自分たちの所は自分たちで守るといったこのような取り組みについて町長はどうお考えでありますか。ご意見をお願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 はい。今おっしゃいました事につきまして、私も実はあの事業、一応事業としてやっている面もあるわけでありまして、福賀の暮らしを地域で考える会が3月のはじめに開催されました。これにつきましては、講師としてやりますが、先行事例としてほほえみの郷トイトイではありますが、来ていただいて実際にそこでそういったものを構築しておる実際に実践されている方に、

先行事例として皆さんに聞いていただくというような事も含めて皆さんにお話をさせていただいたところではありますが、アンケートの中でも、今最大の課題は、住民に一番身近な課題は、小さな困り事がたくさん見えてきたというふうな事で、これは施政方針の中でもお示ししたとおりであります。一番身近な事がまず交通の事、交通につきましてもコミュニティワゴン、これももおかた10年近くになりますけども、交通体系をもういっぺん見直そうという事の中で、当面はコミュニティワゴンを定時定路線方式でやろうという事ではありますが、その時もデマンド方式、要するに軒先から軒先までという事ではありますが、デマンド方式というのはもちろん議論したわけではありますが、まだ若干そのオペレーションの関係とかがありまして、誰がそれを担うかという話もあった段階で、当分の間は、当面はその今の方式定時定路線方式の事でやろうというような事でいたしました。ただ、それも既にここへきて限界、定時定路線の停留所まで、集会所とか多いわけではありますが、集会所とかに出て行かれない、そういう方が大変増えてきたわけです。その声が聞こえてくる。そしてゴミ出しもゴミステーションが各集落に何カ所かありますけど、そこまでも行かれないというお話、電球が替えられない、また同様のですね、小さな困り事が本当に増えてきたのが現実であります。そうした中で、こういったものを全て行政がクリアして、例えば誰かを派遣してですね全部ごみを出してあげるとかですね、そういった事は現実的に経費がかかりすぎますし、なかなかそこまでできないのが現実でありますから、そういったものを、やはり互助、お互い様の力でやっていく、そういうのを求められている。今まで自助・共助・公助という三つの助が、助けがありました。その間に互助、互いに助け合う、という言葉が出ていたが正にその事であります。で、これがですね、今新年度の予算に新たな地域づくり調査研究事業というのが44万円ほどの予算で、概要の中にあります。これがある意味私からしたら目玉になるんですね。ソフト事業としては今

のような困り事を阿武町全体でそれに対応する仕組みを作りたい、それも民間レベルで、できれば民々で作りたいというのが思いがありまして、その調査研究をするというものがその予算に反映されているわけでありまして、その第一段は既に令和元年度に福賀地区で行った会議でありますし、そこには先ほどご紹介もありましたように多くの方が有志の方々、思いを持っていらっしゃる方が集まっていたと。当面は交通というものを一つの目玉と言いますか取り組みとしてやっていきますが、それだけじゃあやっぱりいけないというふうに思います。たまたま交通をまず目玉にしますが、その中で先ほど申し上げましたように、ごみの問題であったり小さな困り事全般について、地域で何か組織を作ってその人たちを有志の方々が助けていく、そして、そこに行政がどういうふうに係わる事ができるのか。例えば小さな困り事の今の車の事につきましたら、例えばであります、よその例で見てもみますと、車両については町がはなえて貸与する、後は運営はやりますよ、という形もありますし、色々な例がありますから、今申されましたような、たまたま今福賀から既にスタートしておりますけど阿武町全体に広げていった中で互助の精神を持ってそういったものに大きな新たに浮き上がってきた大きな課題に対応していく必要があるというふうに思っています。以上です。

○議長 6番、再々質問はありますか。

(6番、田中敏雄議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。6番。

○6番 田中敏雄 ありがとうございます。町長の色々なお話を聞くと、どうしても阿武町はトップダウン方式になってきているのが分かります。そうすると、ともすればですね、それぞれの課長さんが町長に全て任せておけばいいじゃないかと、そういった危機感がどうも感じられない、自分の課だけが事が済めばいいと各課の横のつながりがですね、非常に希薄になる事が危惧される、

そう時々見受けられる事がありますが、こういった点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長 町長。

○町長 あの、本当に同じような気持ちを私もいつも持つておって、言い方は悪いんですけど、なんで俺がここまで言わないといけないのかという事を時々言うんですけども、やはり皆さんが色々考えてそれぞれの課長だけじゃなしに職員が、やはり我々はこう思うという気持ちをいつも持ちながら皆さんのために何が出来るかというふうな事を考えなければならない。以前も申しましたように一つの例として申しますけども、道を走っていたら車の前に石ころが落ちとったよ、という時にですね、職員は運転して、まあ職員でありますから避けて通るという事はまずないと信じておりますが、通って皆さんが後の通る人が困ったらいけないから横に寄せて除ける、そこまでは普通だろうと。ただそれから先は何が大事かという、1個落ちているという事は次が落ちてくるかも分からないという事をはらんでいるんですね。こんなものでも直接人間に当たれば命がないかもしれませんし車に当たれば大変な事故を起こす事もある。そこまで考えた時には、これを除けるだけではだめだよと。除けて、当然の事だけど除けて担当課に行って、あそこにこういうものが落ちていたから行ってみてくれ、と言う、そこまでいったらまあ、という事じゃないかなと思うんですね。ですから同じような事が今ありますけども、私は常々にそういうふうな発想でものごとを考えてくださいよと言っているわけではありますが、なかなか職員も本当に小さい町で、60数名の保健師から保育士、学校給食まで入れて60数名の小さな所帯でありますし、本当に1人が1係で大変な仕事をしていると私も常々思っております。そうした中で、日常の業務に忙殺されると。確かにあるかと思いますが、それではいけないので今後も教育していきますし、私は先ほどの、本当を言ったら毛利敬親公になりたいんです。「そうせい」と。皆さ

んが提案してきて「あ、良い案だな、そうせい」と。私はあまりとやかく言いたくない。だけどもまあ良いか悪いかわかりませんが、私も長い事役場におったりした中で、色々な事を経験してきているのでどうしても目について、悪い事じゃないと思いますが目につくので色々言うんですけども、まあ今からもおっしゃる事は十分理解できますから、やはり人を育てるような私も行動もしていかなければならないし発言もしなければいけない。思っても言わずに我慢するというような事もやっていく必要があるなというような事は同感であります。答えになったかどうか分かりませんが、ご指摘の事は私も常々思っておりますから、十分その辺も考えた中でまた行動をしていきたい、発言もしていきたいと思っております。以上です。

○田中 ありがとうございます。

○議長 以上で、田中敏雄君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて昼食のため休憩をします。午後は1時10分から開会します。

休 憩 12時07分

再 開 13時07分

○議長 それでは、昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。引き続き一般質問を続行します。次に4番、小田高正君、ご登壇ください。

○4番 小田高正 お世話になります。小田高正です。冒頭一般質問をする前に一言私の方から新型コロナウイルスについて述べさせていただきます。

COVID(コビット)-19は今やパンデミックとあると言える。昨日11日世界保健機関(WHO)の事務総長が見解を表明されました。「見えない恐怖」新型コロナウイルスが、世界的に広まっています。通告時の数値を改め、ここで最新の情報を述べさせていただくと、3月11日現在の感染者数は、113の国と地域

で117,062人、うち死者は4,273人に達したとされています。クルーズ船を除く日本国内の感染者は620人、うち死亡者は15人となり、山口県でも下関市で感染が確認されています。各種の対策は政府をあげて取り組みをされ、全省庁横断的に、より細かな指示を出され、地方組織にあらゆる症状事例の積み重ねをデータ化し公表されています。また、指定感染症となる新型コロナウイルスの相談窓口は、新聞、テレビ等のマスメディアやインターネット、広報紙にも詳しく掲載され、本町においても先月の広報あぶや防災無線を通じ、住民一人一人に告知され相談窓口の問合せ方法、自覚症状と受診の目安、衛生管理の徹底など促され、自主的な防衛手段となる丹念な手洗い、うがいの励行、マスクの着用など感染防止を啓発されています。さて、皆様ご存知のとおり、現在、行動の自粛も始まっており、集会、イベント、各種行事などの中止や延期が相次いで発生しています。感染の拡大を最小化する人的交流の遮断となるピークカットの対策が始まり、児童生徒が春休みまで休校という過去にない大きな問題となっています。保護者の皆様を始め教育機関にも大きな影響が出ており、これに加え政府与党では、新型インフルエンザ等特別措置法の対象疾病に新型コロナウイルス感染症を加えた方向で野党の協力を得て、13日に成立させる考えとも聞いております。これにより人の主権を制限ができる緊急事態宣言を発令すると人の動きが更に狭まれる事が予想されますが、人命第一が原則であり、早い終息を願いたいと思います。先程、他の議員からも新型コロナウイルス関連の質問がありましたので本件については割愛しますが、本町は高齢化率の高い町であります。特に高齢者や呼吸器系に障害のある方、心臓病、糖尿病、高血圧等を患う方もおられます。感染すると重症化しやすいと言われ、指定感染症とはいえ決して無視できません。山口県でも発生した現状を踏まえ、町として、健康福祉課だけでなく、全庁を挙げて未然防止策を図り、管内で発症した事を想定した準備と対策を充分にお願いしたいと思います。

それでは、私より大きく1点、娯楽付き集合シェアハウスの設置について一般質問をします。

地方自治体の最上位計画は総合計画です。今回新たに策定された第7次総合計画及び実施計画では7つの施策の大綱を掲げています。大綱の中身は、1節.誇りと活力のある仕事づくり、2節.個が尊重される生活づくり、3節.人が集まるまちづくり、4節.町の力となるひとづくり、5節.未来につなぐ環境づくり、6節.安全安心な暮らしづくり、7節.時代に応じた行財政運営となっています。その中で今回、大綱と施策に則した町民が求める田舎暮らしの幸福度を私は追求したいと思います。日本の人口は減少し、特に地方においてはその勢いは益々顕著なものと表れてくると思います。逆に一人暮らしの独居老人や、65歳以上の高齢者世帯も今後は益々増えてきます。日本の平均寿命は、男性で81歳、女性で87歳となっており、健康寿命も科学の発達と食生活の改善、基礎体力の向上により伸びています。健康寿命から定年される年齢を引いたのが余暇を大事にする期間であり、自分に合った生きがいの発見や新たな仲間づくりをされる期間です。現在、阿武町に滞在されている高齢者の方は、60歳で定年を迎える方が大半であったと思います。人生100年時代といわれる今日、やっと自由を掴んだ人生の第二のスタートを楽しく過ごせる空間づくりの仕組みを仕掛けていくのが行政の努めであると思います。そこで阿武町型の暮らしシステムを是非、構築してもらうために提言をします。一日を考えた時、これからを考えた時、人は人と触れ合い、会話し刺激をもらう事が一番重要です。孤独死、自殺、空き家放置という社会課題は都会でも地方でも極めて深刻です。この社会課題を放置すると、克服も困難で目の前の大きな皆様の問題となります。町民の皆様も既にお気付きと思います。高齢者の安否確認、健康寿命の延伸、孤独感の打破、認知症予防、趣味の発揮、生活課題の克服、治安維持、世代間交流、食生活の改善、空き家対策、介護といった事柄を多く聞きます。こ

これらの問題を一つのパッケージとした政策が仕組みづくりであり、今後の課題を解決する入口になると言えます。そこで、小さな町の社会課題克服のために娯楽、調理場を共有した空間づくりが可能な空き家を買取り、阿武町独自の方式で空き家調査や各自治会からの聞き取りに基づき、町民用のシェアハウスはできないものでしょうか。公と民間の部分は確かにありますが動き出さないと防災上の問題を含め社会課題は益々大きくなります。第7次阿武町総合計画及び実施計画案の第3節の人が集まるまちづくりには空き家活用公共施策整備事業、第4節の町の力となるひとづくりには住民活動拠点整備事業がしっかりと明記されています。しかし、地域の拠点としての娯楽施設と自治会単位の共同施設の考え方は違います。そこで、花田町長に質問します。

町長は施政方針の中で、町民と一体となって取り組むために自助、共助、公助の後に、互助と言われました。本日も一般質問の中で言われております。まさしく共同生活と遊び空間のあるシェアハウスは互助に相応しい空間づくりであると思います。また発想を変えれば使い方も多種多様で、町民の皆様が地元での楽しみを一つ二つ増やし、様々な社会課題、生活課題に真正面から取り組む行政運営の一つになるかもしれません。町長は幾度となく縮充という言葉が発せられます。縮充って何でしょうか。町が小さくなっても、一人一人の幸福度が上がる事と思います。そして、第2次阿武町版総合戦略には、この町で暮らせて嬉しい、この先も住み続けたい、と実感できるまちづくりを進めますと、こういうふうに明記されています。ならばそれに向かって進まなければなりません。互助とは、一人一人の悩み事は、数人の塊をもって、一人一人の生活課題を軽減し克服していく、そういう仕組みの事例を積み重ねていくしかないと思います。総合計画の全容は全員協議会で、既に報告を受け議論をしてきましたが、本日は議会の場を借りて、予想される阿武町社会課題克服に向け、新たに始まる事業の施策について、懸念している現状を踏ま

え、提言する社会課題対応型の娯楽付き集合シェアハウス等の対策と今後の阿武町における推進計画、手順を示していただけますよう宜しくお願いします。

1点目は以上です。

○議長 ただ今の4番、小田高正君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは4番、小田高正議員の「娯楽付き集合シェアハウスの設置について」の質問にお答えいたします。

国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸住宅対策室監修のシェアハウス・ガイドブックなるものがありますが、これによりますと、一般的なシェアハウスの入居者は、20 から 30 代の社会人や学生が最も多くなっていますが、低所得者層、高齢者、障害者などの住宅の確保に特に配慮を要する方々、これを住宅確保要配慮者と言いますが、こういった方々も想定をされています。国においても、住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録されている賃貸住宅について、その改修費等に対して一定の要件のもと支援を行う、新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。この制度においては、例えば一戸建住宅をシェアハウスに用途変更するために必要となる改修工事費について、設計も含めて補助の対象とする事が可能であり、これによって、空き家等を活用した、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給が期待されています、というふうに記述されています。一軒の家に数人の同居人が暮らすシェアハウスは、近年、若者の間で流行って、都市部を中心に増えてきております。シェアハウスも賃貸住宅の一種ですが、一般の賃貸住宅とは異なり、リビング、台所、トイレ、浴室、洗面所等を他の入居者と共用して、共用部分の利用方法や清掃・ごみ出し等に関する生活ルールが定められている事が多い点が特徴といわれます。そして、この、若い人の間で流行っているシェアハウスが、高齢者の間にも広がっているようでもあります。高齢者向けの住まいといえば、住宅以外では、サービス

付き高齢者向け住宅、高齢者専用賃貸住宅、シニア向けマンションなどがありますが、介護保険施設や有料老人ホームに入るほどではないけれども一人暮らしはちょっと不安、という人もあり、高齢者向けのシェアハウスを老後の生活の場とする選択肢も増えているようでもあります。体は元気だけれども、いつ何があるか分からないという不安を抱えながら日々を生活している一人暮らしの高齢者は、年々増え続けているといわれ、いつも近くに誰かがいてくれるだけでその不安や孤独から解放されるし、話し合える仲間ができるという事は何よりも心強い、と考える方もおられるのも事実だろうというふうに思います。シェアハウスでは、基本的に自分の事は自分でしますから、食事を作ったり、清掃をしたりといった家事も分担制であります。日常的に体を動かすことで身体能力の低下予防や、認知症予防にも役立つとも言われています。この高齢者向けシェアハウスについて見てみますと、さまざまな形態のものがあるようでして、健康で元気な高齢者が住むシェアハウスもあれば、少し介護の必要な高齢者向けのシェアハウスもあるようです。家賃と共益費を払うだけで、病院の送迎や薬の管理、食事の管理、睡眠前の見回りなど、介護ヘルパーやスタッフなどのさまざまなサポートを受けられるものや、毎日の食事専任の調理師がカロリー計算をして手作りで作ってくれるという所もあるように聞いています。また、高齢者と若者が共同で住むシェアハウスもあります。誰しも高齢になって、一人で孤独になる事には不安を覚えています。また、一人暮らしの高齢者の問題以外にも、年々増え続ける空き家問題もあり、シェアハウスは、これらの課題を解決する一つの鍵となるかもしれません。

これまで、阿武町では空き家バンク事業によりIターンの受け入れ等を実施してきましたけれども、シェアハウスに改修した事例は、まだありません。また、みんなが集まって娯楽的な事をするような取り組みは、民間レベルで、小さなグループ単位で、色々と実践がされているところでもあり、空き家を改修して

そのような場を作るという事は、これまで行われてこなかったというのが実状であります。ここで、参考までに阿武町の一人暮らしの高齢者の状況をお知らせします。令和元年5月に実施した高齢者福祉実態調査によりますと、65歳以上単身世帯は、清光苑と恵寿苑を除いた数字で申し上げますが、阿武町全体で307世帯であり、全世帯数が1,480世帯でありますから20.7%となっています。10年前の平成21年度が19.6%ですから、割合は若干増えてきております。地区別では、奈古地区が924世帯中159世帯で17.2%、福賀地区が270世帯のうち65世帯で24.1%、宇田郷地区が286世帯中83世帯で29.0%となっております。そして、このほとんどの方が自分の持ち家で暮らしておられ、賃貸住宅の入居者は、阿武町全体でわずか16世帯、つまり16人の方が、65歳以上の単身で、町営住宅に住んでおられるという事であります。今まで住んできた一軒家は古くなってきたし、一人で住むには広すぎるので住み替えたい、というふうに思っている方もあるかもしれませんが、その住み替え先の選択肢に、シェアハウスが当てはまるかどうかは、私はいささか疑問が残るところであります。また、一軒家で一人暮らしをされていた方々が、空き家を活用したシェアハウスに入居した場合、それまで住んできた家が新しい空き家になるわけでありますから、それを空き家バンクに登録して、町外からの転入者用に整備できるという一面もあり得るかも知れませんがどうでしょうか。高齢になってから他人と暮らすくらいなら一人暮らしの方が気楽、と言われる方もあるでしょう。一人暮らしの気楽さか、同居人のいる安心感か、これはもう、人それぞれの価値観次第ではなかろうかとも思います。しかしながら、空き家を改修してシェアハウスにするという事例は各地に実践があり、成果を上げている所もあるようでありますので、この事については、町が空き家を買って、高齢者が一緒になって、色々な食べ物を作って楽しみ、また、カラオケや運動、更にはゲームなどをする場所の提供という事だろうというふうに思いますが、こ

れにつきましては、既存の色々な施設との兼ね合いもありますので、もう少し研究をさせていただければ、と思っているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 4番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。4番。

○4番 小田高正 ご答弁ありがとうございます。一人暮らしの快適さか、人が居るのが良いのか、まさしくその通りと思います。これからも本命なところの部分であろうと思います。ちょっとお時間をいただいて私の再質問は、暮らしのリズムを改善し総合的なシナジー効果、これを阿武町で是非作っていただきたい、これが私の一般質問の狙いです。こういった事ができるのは、やっぱり小っちゃな町しかなかなか面倒見が行き届く、そういった距離感、町長がよく言われるベストサイズ、そういった町だからこそそういった事を今から5年後くらいですかね、まあ全国的にも広がってくると思うんですけども、まあ阿武町においてでも今でさえ色々な話が出てくる中でストップをかける対策、そういったものを今から動かす事によって5年後には、何も考えない5年後よりも減ってくるのかなというところなんです。で、本事案は、例えば空き家を町営とした場合には色々な問題もあって共同生活シェアハウスを町が買い取った場合、これは公共施設管理の対象、つまり資産インフラの対象となるという事です。町長の得意な分野でもある町の家財と財源のそれをちょっとお話しさせていただくと、まず阿武町の予算編成の基本方針にスクラップアンドビルド、これが毎年明記されています。花田町政の基本方針の中にもスクラップアンドビルド、これはまあどこの業界でも結構使われるんですけども、スクラップ、いわゆる取り壊す、それからビルド、建設するという言葉ですが、行政機構に当てはめると集中化、効率化の実現及び費用対効果の検証であると思います。

阿武町においても平成28年3月時点で79の施設があり、健全な財政運営をしていくために建築物の適正配置、それから長寿命化、行政コストの縮減などが掲げられています。公共施設管理、つまり、これらを適切に運営していくために阿武町では公共施設等マネジメント委員会これを設置されています。これを一元管理するために総務課が切り盛りされて、下部組織として公共施設等マネジメント作業部会、これはまあ職員の主に管理職の方が携われて全体で公共施設等総合管理計画を立てられています。こういう毎年いつもいただく冊子ですよ。この中にちょっと分析するとこの計画を導入するにあたり何もしなかった場合とこの計画を着実に毎年実施した場合のシミュレーション、これが出されています。今後30年間の財政シミュレーションでは計画導入前の資産額より119億円の縮減効果が図られる。つまり整備支出経費の減少効果が図られる事となっています。町民の目に見えない部分、ここが財政運営をしていく上で大事で、この計画をしっかりと行う事により単年度の資金繰りも安定し財源が生み出されるという事。同時に今後も強い施策が打てると思います。まああのはっきり言ってこういう新しいシェアハウスとか色々な取り組みをされる提言はいいんだけど、じゃあ財源はどうするんだよ、といった場合の返答が必ず返ってくると思ったんで、私もこういうまあ再質問の定義を今させていただいているんですけども、結局よく一般財源で色々な事を言います。地方交付税がどうなったか、当初においては約50%がそういう地方交付税で賄っているんですけども、じゃあ、あのバケツの穴の部分、歳出の部分ですね、そういった場合にはこういった基金の取り崩しとかもちろんあるかもしれませんが、また逆に言うと基金を取り崩すためには財源が要る、そういった場合にはこういった目に見えない財政検証、公共施設など、特にそうなんですけどもこうした節約または自助努力によって毎年の財源がかなり生まれてくる、そういった意味で費用対効果の側面も非常にシビアに見なくちゃいけないんですけども、何が言い

たいかという、まあそういった節約をする事によって、単年度の予算編成や町の債務、基金残高だけに目をやるのではなくて、こういったものに目をやると非常に数字も分かりやすくなってくのではないかなと思います。従って将来人口と活用頻度、地域行事や自治会のあり方、今後を見据えて建物がある事によって町民の満足が得られる事業と、ずっとあるがために町民からの苦情を受けざるを得ない、その建物。こういったものがやっぱりスクラップアンドビルドではないかなというふうに思います。私は暮らしを改善する地方創生第二の矢として、花田町長が、縮充という言葉、それから互助という言葉、今年もよく言われるんですけども、そういった互助を基本とする健康増進策としての共同生活としてのシェアハウス、これを是非とも、まあ確かに阿武町は違う形でも縁側事業で動いてますけどもこういったソフトランニングでできていて、まあ地域の中でこういった課題があるから一緒に住んだ方が、例えば今まで一般質問の中で清水議員とか田中議員が言われましたように、小っちゃな困り事が発生してくるのであれば、こういった仕組み作りからやっていく、まあ制度設計も良いんですけども、こういったシェアハウスをする事によって、小っちゃな肝やきが増えてきて非常に健康な方、それから足腰の悪い方、そういった事がグループの中でうまくできるような仕組みができないか、という事なんですけども、まずはちょっと町長には再質問で質問しますけども、まあこういったような財政、公共施策等の削減効果によって、こういった自助努力ですよ、この計画というものは。こういった事によって新たにまた新しいものをしていく、スクラップアンドビルドの考え方と、もう一つは新しくものをしていく中で、シェアハウスをずっと町から借り入れた場合は、この辺がちょっとネックなんだよなというそのネックな部分、財政検証とそのネックな部分、この二つをちょっと言っただけたらと思うんですけどどうでしょうか。

○議長 町長。

○町長 まず大きく2点あるというふうに思います。まず、今ご懸念のあるシェアハウスでありますけども、これはあの色々現実問題として競合するようなものとしてグループホーム、或いはサロン、或いは既に恵寿苑、清光苑、ひだまりの里、いらお苑あたりのそういった福祉施設もあると、広く見ればあるし、もっと制度的に言えば介護保険という制度も、まあ傾向としては同じものになるかと思いますが、これは、そもそもなぜこういうものが国あたりで国、県、市町村が作るかという事に考えをしていきますと、最終的には憲法にある25条に「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む事ができる権利を有する。」というふうな事が憲法25条に書いてあると思いますけども、そこに派生しているという事でありまして、最低限のセーフティネットは国、県、それぞれ各自治体が一緒になってこれを支えていくというところに行き着くというふうに思っております。そして、そうした中でご提案のあった部分について、私は即、はいやりましょうと言って、よう言えないのは今のようなそれぞれの既存の制度に則った制度や施設も、風光明媚な施設もありますし、先ほど申したような高齢者福祉施設もあります。それとの兼ね合い、そして、若干ハードではないですけどセミハードのようなサロン、こうしたもの、そしてもう一つ、今踏み込んだ形で空き家等を改修した中で、そのグループホームとかに持たない機能を娯楽も含めた形で町が設置してはどうかというふうな話でありますから、これを先ほどの憲法第25条の最低限の生活の保障という観点から見た時にどう考えるのかなというふうな事と、行政が全て賄っていくのか、民間の力を借りながらやっていくのかという、そういう問題が色々整理整頓していかなければ全て行政がやれば良いという問題じゃないので、ここを整理整頓する必要があるという意味で検討、研究させてくださいと、まあそういうふうな事でございます。そして、2点目が色々な事をやる事についての財源の問題がご指摘されました。スクラップアンドビルドというふうな事もありますし、ま

たそれぞれの費用対効果の検証、これらも含めた中で例として出ました長寿命化計画、マネジメント計画、公共施設の長寿命化のマネジメント計画、そこできちっと計画を立てた中で、例えば破れるまで使っておいたら、今度はそこで新しく新規のものを作っていかなければならない、大きな経費が必要になります。この土木の橋梁等も同じでありますけども、その前に一定のお金が要るかもしれないけど手を加える事によって大きく耐用年数を延ばす事ができる、その事によって大きなお金を見いだす事ができる、財源を見いだす事ができる、浮いた財源を見いだす事ができる、そういう考え方でありまして、全ての公共施設についてもまあそういう考え方でやっていかなければならないし、既に我々は事務局は私どもはそういったものも考えながら、色々な施設の整備計画をやっておりますし、その財源或いは負担の平準化も含めた中で考えていくというふうな事で、例えば例で申し上げますと、今、今回通った拠点整備、ビジターセンターなりキャンプフィールド、ここで大きな金が要ります。これにつきましても、これもご紹介いたしましたように今、国の申請を受けて昨日2億2千万円強の補助金が、まあ交付金ですけど拠点整備交付金が付く、で、これの裏として、残ったものについて、地方交付税じゃなくて起債ですね、過疎債であったり、特別交付金、特別交付税、こういったものも計算しながらやっておるといふふうな事をやりまして、ただ、そうすると令和2年度は大きな出費が要るけど、3年度4年度はどうなるか分からないという話になりますから、やはりここは負担の均衡を図らなければならぬので、3年度4年度については、若干抑え気味に推移していく。ただその次ぐらいにはまた体力が回復するので、例えばグループホーム、以前から申しております障害者のグループホーム等もやっていくという事で、長期的なだいたい10年くらいのスパンを見ながら、マネジメント計画はずっと耐用年数のところまでいきますけど、通常の我々行政は10年ぐらいのスパンを見ながら、その中で財政運営の平準化、なる

べく平準化、ただ、これも言いましたけど、メリハリをつけてやる時にはやはりやらなくてはいけない。だいたい私は年間に3億円の起債以内でやりたいとずっと思っているんです。プライマリーバランスの事を考えた時には、だいたい平均でですけど、ならしたら3億円というふうなところでありますけど、それぐらいであったらプライマリーバランスが黒字になりますからずっとやっていけるという、そういう判断を持ってやっているわけではありますが、まあ話がとりとめのない話になりますが、そういうふうな事で、長期的展望に立った中で色々施設整備について行っておるという事を申し上げておきたいと思えます。以上です。

○議長 4番、再々質問はありますか。

(4番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。4番。

○4番 小田高正 ありがとうございます。物事を動かす時には、必ず新しい事業というものはバッティングいわゆる競合というものがあると思います。その競合の中には指定管理者である阿武福祉会、そういった中で健康福祉課の事業とも直結している、または社協さんとも直結している、グループホームであるとかサロンであるとかというふうになるんですけど、介護保険事業の中のプログラムにもしっかりと明記されています。そういった事は事で公的なサービス、共助としての、近所としての取り組みとそれから公である公序としての取り組み、その辺の区分分けというのは、非常に大切かなというふうにも思います。で、今あの財源の方を見ましたけども、基金の方には、あの、起債ですか、起債の方も言われておられますし、基金残高の方についても、この紙で見れば節約する事によってすごい基金の積増しもできてきて、将来的に明るい数値の方も書いてありますんで、計画については随時検証しながら努力していただけたらというふうに思います。それと、最後に健康づくりの取り組み継続に必要な

ものという格好で。健康山口21計画第2次中間計画見直しの概要というものがありまして、この表を見ると、健康づくりに取組継続に必要なものという格好で、複数回答ありという事なんですけども、年代別、20代、30代、40代、50代、60代、70代という表があって、まず健康づくり、これはしあわせ計画と比例しているものと思いますが、まず60代と70代、何が大切かという時間確保、それから情報、それから仲間、そして場所、最後にですね、これは心の部分かもしれませんが、周囲からの励ましやサービス、10%くらいこれあるんですよね。できたら幸福度が高まるためには、確かに今言われたように、財源の絡みもありますし、今、行政が行っている健康福祉事業がありますんで、そのバッティングとかもありますけども、あくまでも民間にしかできないものについては、それは民間かもしれませんが、福祉とそういった老後の楽しみ、いわゆる健康寿命から定年までの間、約10年、15年か20年、人によっては30年、40年になるかもしれませんが。そういった取り組みが何かリンクできないものかちょっと研究をぜひしていただきたいと思うんですけども町長どうでしょうか。

○議長 町長。

○町長 それでは、ついででありますからまた二つほど申し上げます。先ほどベストサイズと言われましたが、ベストではないかもしれません。私はジャストサイズだというふうに思います。ちょうどいい感じ、ベストかどうかは分かりません。それで、もう一回基金の話もしなきゃならないというふうに思いますが、基金につきましては、例えば、今回のキャンプフィールドなりビジターセンターの話につきましても、実は大きな基金の取り崩しがあります。全体で2億7千万円くらい令和2年度にあるわけでありまして、実は、平成30年度決算におきまして、1億円ほどもう既に基金を積み立てました。そして、今年度予算で、今年度というのは令和元年度ですけど元年度予算でご承知のように

2億円積み立てる事にしておりますから、今年度末で新たに私が町長になって3億円ほど基金を積み立てたという事になります。で、私はそもそも全てずっと基金を積み立てて健全財政と言われるのがいいのかどうなのか、使うべきところは使って皆さんのために、今、現在納税されている方々のために納税部分については戻すのが、一定部分ですね、全てではありませんけども一定部分は戻すのが、筋ではないかなという基本的な考え方があります。将来のために、貯め込む、貯め込んで貯め込んで現在の人々が難儀をみると言うことではいけないというふうな基本的な考えであります。そういうふうな事で、平成30年度に1億円、そして今年度令和元年度に2億円、合計3億円。この3億円の財源を持って令和2年度に実施しますビジターセンターの基金の取り崩しはもう賄なっておると、賄うというふうなそういう考え方でおるわけであります。そういうふうに先ほどと繰り返しになりますが、やはり事業展開する中で長期的な展望に立って、ある時は3年後のために基金を積み立てるとか、これ以降の時のために積み立てるとかもあるでしょうし、ある時は思いきってマイナスになっていく、しかしその中に、野となれ山となれじゃなしに、その先のそのマイナス分を戻していくというような事も考え方も考えた中で、一時的にはマイナスもあるよというふうな事で考えながらやっているというところであります。そうした中で、先ほどの健康山口21でありますけども、確かにですね、高齢者にとって身体的な、医療的な充実、これも確かに大事な事でありまして、配慮しなければいけない一番大事な事かもしれません。しかしながら、本当に高齢者の方々が正に、阿武町に住んで良かったというふうに思われる選ばれる町になるためには、そういったハード的な制度的なこういう充実をしてあげる事はもちろんでありますけど、それともう一つ別の次元で、やはりよく言う自己実現と言いますかね、自分が地域に、先ほども紹介がありましたように、色々な条件の中で時間とか情報とか仲間とか場所、周囲からどう見られるか、そうい

うふうな事もありますように、やはり自分が必要とされておるといふ事、自分の居場所がある、地域との繋がりがある、その事が生き甲斐にもつながるし生きる力にもなる。長生きする力にもなる。おっしゃるとおりだと思います。ですから、ハード的な整備、制度的な整備だけじゃなしに、先ほどの提案は、そういうふうなところに視点を置いたところの提案だろうというふうな受け止めております。高齢者になって全ての条件が揃ったから幸せだといふ事じゃない、やはり、そこに地域とのつながりがある、自分が地域の中に生きているという実感が持てるそういう社会を作る、その提案だといふふうな思っておりますから、今後またしっかりと研究をさせていただこうと思っております。以上です。

○議長 以上で4番、小田高正君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散会 13時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 清 水 教 昭

阿武町議会議員 田 中 敏 雄